

令和7年度第1回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和7年5月15日（木） 13:30～15:20

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎会議室3-3

3 出席委員

会 長	高橋 克	委 員	濱名 徳順
副会長	笹生 衛	委 員	實形 裕介
委 員	成田 篤彦	委 員	井口 崇

（欠席委員）

委 員	野尻 孝明		
-----	-------	--	--

4 出席職員

教育長	鴫田 道雄	主 査	前田 雅之
生涯学習課長	長谷川 秀明	学芸員	助川 諒
副課長	田中 大介	学芸員	池田 輝

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

6 議題

- （1）会長・副会長の選出について
- （2）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について（答申）
- （3）千手観音菩薩立像の指定について（諮問）
- （4）妙見菩薩立像の指定について（諮問）
- （5）指定文化財候補の調査について
- （6）その他

7 報告

- (1) 令和7年度文化財保護事業について
- (2) 令和7年度文化財審議会の日程について及び内容について
- (3) その他

8 議事等

- (1) 会長・副会長の選出について

袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例第27条の規定に基づき、委員の互選によって、高橋委員を会長に、笹生委員を副会長に選出した。

議題(2) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について(答申)

事務局：資料に沿って説明

笹生副会長：別紙の13行目、「万徳(得)」とあるが、「徳」の字は推定で、実際に書いてあるのは「得」なので、「万得」とだけ記載した方が良い。

事務局：そのように修正する。

議題(3) 千手観音菩薩立像の指定について(諮問)

事務局：資料に沿って説明

教育長から高橋会長に諮問文を提出

高橋会長：確かに受け取った。次回会議で答申をしたい。

議題(4) 妙見菩薩立像の指定について(諮問)

事務局：資料に沿って説明

教育長から高橋会長に諮問文を提出

高橋会長：確かに受け取った。次回会議で答申をしたい。

議題(5) 指定文化財候補の調査について

事務局：資料に沿って説明

濱名委員：これ以外に、川原井光明寺に中世と思われる妙見菩薩像がある。今回の光福寺の仏像に引き続き調査ができれば良い。袖ヶ浦市の仏像は悉皆調査はされているが、妙見菩薩ではなく、天部立像とされている。調査をすると妙見菩薩になると思われる。ぜひ調査候補に加えてほしい。

事務局：光明寺ですと山号が妙見山になります。

濱名委員：そうになると、光明とは星の光を現しているかもしれない。光明寺ですと阿弥陀様が本尊である事が多いですが、妙見山光明寺なら光明とは北辰の星の光を表わしているという解釈ができる。

事務局：承知しました。順次調査を行っていきたいと思います。

笹生副会長：提示された３点は何れも貴重な資料で指定に相応しい。質問ですが百目木神楽は百目木公園の近くに御霊神社がありますが、その祭礼で奉納されるのですか。

事務局：百目木の地区で祭礼があり、地区内のお宮を回るのですが、その中で御霊神社でも奉納されます。

笹生副会長：その辺りの実施形態を記録する必要がある。祭りのどの段階で奉納するのが重要になってくる。

事務局：山車を出してお囃子を奏でながら、歩いてお宮まで移動し、奉納している。

笹生副会長：御霊様ですから夏祭りの系統だと思うが、一日で合同して地区の中の神社全てに奉納しているのか。

事務局：そうである。

笹生副会長：それはそれで特徴的であり、記録する必要がある。神社ごとに神主が来て祭祀をやると思うが、これはこれで独立して回っているということ。夏祭りが主の祭礼で、その時に獅子舞の神楽を行う。鈴を持ったりするが、神楽と獅子舞のセットであり、伊勢太神楽の系統と思われる。その辺りの実施形態をきちんと記録しておく必要がある。もう一つ、漁労具はあまり残っていない。東京湾の方だとこれくらい残っているのは浦安の方だけではないか。ナラワスサビノリの命名地として、浦安よりも価値が高いのではないか。無くなってしまった奈良輪における水産業の物的証拠である。併せて、当時の漁業の聞き取りが必要となる。それを音声で残しておく事が今でしかできなくなってしまう。それを小学校等で子どもに伝え、道具はこれを使っていたという

教育が、今でしかできなくなってしまう。これは早急にやった方がよい。埋め立て前の漁組の話も聞き取り、その様子を動画で撮れば学校教育に使えるし、環境教育にも使える。海にはこういったもので、こういう資源があり、それを利用して生活していた。それはキサゴの話にも繋がり、山野貝塚にも繋がる。山野貝塚から近現代の今に繋がる漁労具として、袖ヶ浦の自然と人間の繋がりというストーリーができる。そのような視点での資料採取と活用を図っていただきたい。

高橋会長：海苔養殖は何段階かに分かれている。手作業の道具の段階、動力を使った段階海苔を吸うやつなど、すべて同じ時期ではない。どの時期の資料か確認が必要になる。

事務局：海苔養殖を行っていたのは昭和48年までです。

井口委員：博物館が昭和57年にオープンした際に漁業資料はずいぶん集めて、映像も記録しているので、そのあたりも含めて整理したほうがよい。ヒビ立てなどの作業も全て記録している。「海苔の町奈良輪」などの奈良輪漁協自体の映像も持っている。博物館にある資料を確認した方がよい。

笹生副会長：これは目録から作らなければならない。マンパワーが必要になる。

高橋会長：大学と連携すれば、学生の実習に良いのではないかな。

實形委員：質問がありますが、「幕末動乱期文書群」の名称は詰めていくということで宜しいか。これだと広くなりすぎる。戊辰戦争をどう取り上げるかでも変わってくる。戊辰戦争だと慶応3年という解説もおかしくなるので、資料群の年代をどのようにするか。結局、義軍と官軍は地域としてはどちらもぞんざいにできず、最初は江戸が近いから佐幕的であったが、だんだん旗色がはっきりすると、ご維新だな、とどこかで気付いて風潮が変わっていく。そうするとまた色んな資料を選定し、古文書の資料群として、どのように落とし込むか。袖ヶ浦で戦闘になったところがあり、それを当事者にならずに陰から見ていたという当時をどう見ていくのか、古文書は当時を饒舌に文字で語っている。資料を選定し、解説を詰めていかなければならない。幕府の逃走は無血開城の前後で起こったので、上野戦争で敗れてからではない。最初はあっけなく敗れて、その後に詳細が不明な貫義隊がこちらに来て、横田戦争や延命寺の戦闘があった。8月くらいで収束して改元されて、世の中が変わっ

ていく事を実感した動きがある。それを如実に表す史料を拾っていくと良い。ベースは令和元年度の企画展「幕末維新の西上総」として、他にも拾い切れてない史料を調査した方が良い。それで膨らんだ史料から絞って行けば良い。それと水産業関連の資料群についてですが、キサゴは江戸時代では肥料なので、海辺ではない村でも取っている。キサゴ札を持っている人に権利があり、札代はちゃんと村入用に計上され、管理されている。縄文時代は調味料、出汁であったものが、江戸時代は肥料となるという変遷がある。海辺では、まだ海は記憶として残っているし、写真がたくさん残っている。聞き取りを行いながら、残っている写真を出してもらい、デジタル化すれば使えるものになる。

事務局：いただいた意見を参考に、順次調査を進めていきたい。

報告（１）令和７年度文化財保護事業について

事務局：資料に沿って説明。

質疑等なし

報告（２）令和７年度文化財審議会の日程について及び内容について

事務局：資料に沿って説明。

質疑等なし

以上

令和 7 年度 第 1 回袖ヶ浦市文化財審議会

会議次第

日 時 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木)
午後 1 時 3 0 分から
場 所 袖ヶ浦市役所 3 - 3 会議室

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 職員紹介
- 6 議題
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について (答申)
 - (3) 千手観音菩薩立像の指定について (諮問)
 - (4) 妙見菩薩立像の指定について (諮問)
 - (5) 指定文化財候補の調査について
 - (6) その他
- 7 報告
 - (1) 令和 7 年度文化財保護事業について
 - (2) 令和 7 年度文化財審議会の日程について及び内容について
 - (3) その他
- 8 閉会のことば

令和 7 年度 第 1 回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令	1
第26期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿	2

次第4 議 題

(1) 会長・副会長選出	2
(2) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について (答申)	3
(3) 千手観音菩薩立像の指定について(諮問)	6
(4) 妙見菩薩立像の指定について(諮問)	10
(5) 指定文化財候補の調査について	13
(6) その他	

次第5 報 告

(1) 令和7年度文化財保護事業について	17
(2) 令和7年度文化財審議会の日程について及び内容について	24

1 根拠法令

○袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例（抄）

第4章 市文化財審議会

第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 2 6 期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 7 期目
じつかた ゆうすけ 實形 裕介	有 形	再 任 2 期目
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 10 期目
なりた あつひこ 成田 篤彦	記念物	再 任 10 期目
のじり たかあき 野尻 孝明	有 形	再 任 2 期目
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形	再 任 3 期目
いぐち たかし 井口 崇	有 形	新 任 1 期目

任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議題（１）会長・副会長の選出について

会長 _____

副会長 _____

議案（２）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定 について（答申）

令和７年２月１３日付け袖教生第２９８６号にて、袖ヶ浦市文化財審議会に諮問いたしました袖ヶ浦市指定文化財の指定については、別紙案のとおりとしたいが意見を求めます。



令和7年5月15日

袖ヶ浦市教育委員会 様

袖ヶ浦市文化財審議会
会 長

袖ヶ浦市指定文化財の指定について（答申）

令和7年2月13日付けにて諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、別紙の事由により下記の文化財を指定することが適当であるとの結論を得ましたので答申します。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 名 称 | ながよしだいいせきぐんしゅつど こだい も じ しんこうかんれんしりょうぐん
永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 |
| 2 | 員 数 | 158 点 |
| 3 | 種 別 | 有形文化財（考古資料） |
| 4 | 所在地 | 袖ヶ浦市下新田 1133（袖ヶ浦市郷土博物館） |
| 5 | 所有者 | 袖ヶ浦市 |
| 6 | 時 代 | 奈良・平安時代（8世紀後半～10世紀） |
| 7 | 分類等
（種別） | 文字資料：93 点
（墨書土器 82 点、ヘラ書土器 10 点、土製印章 1 点）
文字関連資料：16 点
（硯 11 点、銚子 4 点、水滴 1 点）
信仰関連資料：49 点
（灯明皿等 36 点、瓦塔 2 点、香炉蓋 2 点、薬壺 1 点、鉢等 5 点、
温石 1 点、土馬 2 点） |
| 8 | 適用指定基準 | 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成23年9月1日施行）
有形文化財 考古資料
（1）各時代の遺物で、地域的又は学術的価値が高いもの |
| 9 | 指定理由 | 別紙のとおり |

別紙

永吉台遺跡群は小櫃川の支流である松川左岸の台地上標高63～76mに所在する。本遺跡群周辺は開析により、舌状に張り出す2つの台地が形成され、小支谷を挟んで西側に遠寺原地区、東側に西寺原地区が位置している。

昭和57年(1982)～昭和59年(1984)にかけて実施された発掘調査において、旧石器、縄文、奈良・平安、中・近世の遺構・遺物が発見されている。特に奈良・平安時代の内容が豊富で、遠寺原地区においては8世紀後半から10世紀前半にかけての集落跡とともに、8世紀末期～9世紀の四面廂付建物(掘立柱建物・坪地形建物)を中心とした寺院とみられる建物跡が確認されている。一方、西寺原地区は、9世紀半ばから10世紀末にかけて営まれた集落跡であり、土器生産を示す遺構が確認されている。また、両地区から多量の墨書土器や信仰に関わる遺物が出土している。

本資料群は、「寺」「佛」など仏教に関係する文字が書かれた墨書土器、ヘラ書土器のほか、「酒式升半浄浄稻五千」と多文字を記す墨書土器、「万徳(得)」など吉祥句を示す資料及び私印として使用されたとみられる土製印章等の文字資料、水滴や硯などの文房具、識字層(官人)の存在を示す銚帯の丸轡や巡方などの文字関連資料、灯明皿、薬壺、香炉蓋、瓦塔、温石などの仏教関連遺物、祭祀具とみられる土馬等の信仰関連資料に分類される。

本資料群は袖ヶ浦市における文字の普及と識字層の存在を示すものであるとともに、仏教の受容の実態を知るうえで重要な資料である。また、初期寺院や国分寺などの寺院を主な対象として行われてきた古代の仏教や寺院の研究に対して、永吉台遺跡群の調査成果は考古学的な証拠として、8・9世紀代に主要な寺院以外の集落内まで仏教信仰が普及していたことを示した。さらに、遠寺原地区の寺院跡は「村落内寺院」の名称を提示する端緒となり、学史的に大きな意義がある。

以上のことから、永吉台遺跡群から出土した資料は、古代日本の宗教史のみならず古代史全般を考えるうえでも重要であり、市指定文化財として指定し保護する事が適当である。

議題（３）千手観音菩薩立像の指定について（諮問）

令和７年２月１３日に開催しました令和６年度第４回文化財審議会において、千手観音菩薩立像の指定に係る諮問調書（案）についてご審議いただきました。

その際ご指摘いただいた内容を修正いたしましたので、別紙のとおり諮問させていただきます。

○今後の指定スケジュール

令和７年８月

９月

答申（令和７年度第２回文化財審議会）

教育委員会定例会

告示

指定文化財候補調書

- 1 名 称 千手観音菩薩立像
- 2 員 数 1 軀
- 3 種 別 有形文化財（工芸品 彫刻）
- 4 所在地 袖ヶ浦市三箇 2 0 1 0（光福寺）
- 5 所有者 光福寺
- 6 時 代 平安時代後期（12世紀頃）
- 7 作 者 不明
- 8 寸 法 像高：145.7cm

9 概要

千手観音菩薩立像は、市内三箇地区に所在する光福寺の本堂に安置されている。元々は近隣に所在した門徒寺岩崎寺の本尊であったが、昭和30年の同寺廃寺に伴い本寺に移されたものである。

本像は、頭に宝髻^{ほうけい}を結び、天冠台を彫り出し、冠繒^{かんそう}付の天冠及び、簪を着用する。天冠台上に頭上面を一例に現し、頭上面は4面現存し、柄穴が6つ残る。眉間に白毫相を現すが、白毫珠は失われている。

上半身は条帛^{じょうはく}を掛け回し、肩から天衣を掛け、胸飾を装着する。天衣は左右肘の内側を通り、膝前で上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌し、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、宝鉢^{しんしゅ}を持つ。第三手は両腕上腕部より出て肘を曲げ、掌を挙げて右手に蓮華を持つ（左手の持物は欠失）。真手、第二手は腕釧^{くん}、第三手は腕釧、臂釧を着用する。

下半身は裙を着用し、裙は左を前に中央で合せ、上端を一段折り返し、裸足で台座上に直立する。

光背は円光背である。

本像は後補部分が多いものの、頭体幹部を堅一材（檜か）から彫り出し内刳^{うちぐり}がなく、面部も含めてある程度原形をとどめているものと思われる。上半身背面に別材を矧ぎ寄せる。真手、第二手は本体と同材であるが、真手の手首より先は別材である。また第二手の前端及び第三手も別材である。下半身は背面に堅二材

(杉材)を矧ぎ寄せ、前面は膝下に複数材を寄せていて、足もその材より彫出している。両足先と両足柄は別材である。本体は全体的に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座と光背は寄木造である。

装身具は金銅製で、^{ようらく}瓔珞にはビーズを交える。

一本造で内刳を持たない構造、衣文線^{えもんせん}の彫法から平安時代後期に制作されたものと考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様であるが、上総の平安時代後期の仏像にまま見られる特徴である。

なお、台座裏に昭和19年の修理銘が記載されている。

本像は、1995(平成7)年に刊行された『袖ヶ浦の仏像・仏具』においては、室町時代の不空羂索観音立像とされていたが、令和4年の濱名徳順氏の調査により、平安時代後期に制作された千手観音菩薩立像という評価がなされた。

なお、1859(安政6)年の岩崎寺の『什物改帳』において、本像は「本尊十一面観音像」と記されていたことも付記しておく。

【状態】

欠失部	白毫珠、脇手、頭上面六面(さらに頂上仏面一面も失っているものと思われる)、脇手、天衣遊離部
後補部	頭上面四面、鼻先、両耳朵、装身具、体幹部背面、真手手首先、第二手前端、第三手、下半身下端前面、両足、両足柄 麻布貼り、古色塗り。台座・光背。

10 指定理由

本像は、市内における3例目の平安時代の仏像である。後補部分が多いものの、体幹部分はほぼ当初の形が残されており、全体として平安時代後期における仏像彫刻の温雅な様式を示している。

一方で、比較的厚い体軀や彫りの深い大ぶりの目鼻立ちを持ち、構造面でも一本造りを踏襲するなど、上総地域の同時代の仏像の特徴とも一致しており、当時上総国に勢力を張った上総氏系武士団発願の仏像と見なすことも可能である。

これらのことから、市内最古級である平安時代の仏像彫刻であり、かつ、当時の時代背景を示す可能性のある資料としても重要であることから、市指定文化財として指定し保護するに値する。

11 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』(平成23年9月1日施行)

有形文化財 工芸品

(4) 流派的又は地域的特色があるもの

12 参考資料

袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦市の仏像・仏具』

袖ヶ浦市史編さん委員会 2004『袖ヶ浦市史料目録 8』

石橋 忠 2021「稲荷山光福寺 仏像修覆・本堂改築奮闘記」『袖ヶ浦市史研究
第 20 号』袖ヶ浦市郷土博物館

濱名徳順 2022「千手観音菩薩立像（光福 01）」『千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調
書』

議題（４）妙見菩薩立像の指定について（諮問）

令和７年２月１３日に開催しました令和６年度第４回文化財審議会において、妙見菩薩立像の指定に係る諮問調書（案）についてご審議いただきました。

その際ご指摘いただいた内容を修正いたしましたので、別紙のとおり諮問させていただきます。

○今後の指定スケジュール

令和７年８月

９月

答申（令和７年度第２回文化財審議会）

教育委員会定例会

告示

指定文化財候補調書

- 1 名 称 妙見菩薩立像
- 2 員 数 1 軀
- 3 種 別 有形文化財（工芸品 彫刻）
- 4 所在地 袖ヶ浦市三箇 2 0 1 0（光福寺）
- 5 所有者 光福寺
- 6 時 代 南北朝時代（14世紀頃）
- 7 作 者 不明
- 8 寸 法 像高：39.2cm

9 概要

妙見菩薩立像は、市内三箇地区に所在する光福寺の本堂に安置されている。

本像は、頭髮を中央で分け後ろに流す披髪とし、眉間に白毫相を現さない。

皮鎧を着用し、鳩尾と腹部分に帯をまいて緊縛する。上の帯は中央に吊紐を持ち、左右は斜めに下がって両脇で腹帯と一体化する。腹帯には獅噛を現す。皮鎧の下を着衣は不明であるが、天衣を腹帯に絡める。両手亡失のため印相は不明である。下半身には袴と裙を着用し、袴は膝下で足結する。沓を履き、左足をわずかに前に出して立つ。

頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫り出し、内刳は無い。両肩先は別材製で、雇柄（丸柄）にて接合する。

頭部がやや過大であるのは、千葉氏の伝承で妙見菩薩が12～13才の童子として示現したとされることを受けたもので、古様な一木造で目を彫眼としたのは神像を意識した可能性がある。左足柄外側に「泰心不口」と読める墨書銘があるが、意味は不明である。

目に優れた彫法が見られ、随所に鎌倉風が残る一方、裙の処理にやや煩瑣なところが見られるなど、やや時代の降った14世紀頃の制作と推定される。

鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した上総氏系武士団が支配したとされ（野口1997）、市内には妙見信仰に関連した社寺が15箇所所在したとされる。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像など

はそうした中世の千葉氏の妙見信仰につながるものと見なすことができる。

本像は、1995（平成7）年に刊行された『袖ヶ浦の仏像・仏具』においては、江戸時代の天部立像とされていたが、令和4年の濱名徳順氏の調査により、南北朝時代に制作された妙見菩薩立像という評価がなされた。

【状態】

欠失部	両肩先、右足先内側（足柄も一部欠失）。 左目上に虫食い穴が見られる。台座・光背。
後補部	表面彩色。

1 0 指定理由

本像は、両腕が欠失しているものの、檜の良材から彫り出され、皮鎧の飾りや脚部の足結なども丁寧に制作されている。

これまで制作が中世に遡る妙見像は全国で10体ほどしか確認されていない。また、このタイプの妙見像は中世武士団千葉氏の創案であることから「千葉妙見」とも呼ばれている。

本像は、全国的にも数少ない中世に遡る制作の妙見像であり、かつ市内に千葉氏系武士団が伸長したことを示唆する資料としても重要であることから、市指定文化財として指定し保護するに値する。

- 1 1 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成23年9月1日施行）
有形文化財 工芸品
(4) 流派的又は地域的特色があるもの

1 2 参考資料

袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦市の仏像・仏具』

野口 実 1997「中世東国武家社会における名字の継承と再生産．－吉川本『吾妻鏡』文治二年六月十一日条の「相馬介」をめぐって」『鎌倉83』鎌倉文化研究会

袖ヶ浦市史編さん委員会 2004『袖ヶ浦市史料目録8』

濱名徳順 2022「妙見菩薩立像（光福 02）」『千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調書』

議題（５）指定文化財候補の調査について

令和６年度第３回文化財審議会において、今後の指定文化財候補一覧を提示し、指定に向けて進めていく文化財についてご意見を伺い、事務局で優先順位を付けて提示していく事となりました。

つきましては、今後の新たな指定に向けての具体的な候補資料を提案するので、これらの資料を指定に向けて調査を進めるべきか、ご意見を伺うものです。

１ 指定候補資料について

別添「指定文化財候補一覧」より

- ① 「幕末動乱期文書群」
- ② 「百目木の獅子神楽」
- ③ 「旧奈良輪漁協所有の海苔養殖及び水産業関連資料群」

① 「幕末動乱期文書群」

○概要

慶応３年（1867）～慶応４年（1868）に争われた戊辰戦争に伴い、旧幕府軍の一部が当地方へ逃亡。当地方において義兵を募り追手である官軍と戦闘を繰り広げた事実が存在する。

世相は風雲急を告げ、不安に駆られた民衆の動揺、佐幕派、討幕派に分かれた日本における当地方の世相、慶応４年（1868）上野戦争で敗れ、一部が当地方に逃れ、抵抗を続けた旧幕府軍の実情、それに対する民衆の動向、市内横田で行われた旧幕府軍と官軍との戦闘とその後など、日本史上における大きな画期となった明治維新において、江戸にほど近い現袖ヶ浦市民が何を思い、どう行動したのか、地域史における極めて重要な事実を詳細に記した史料群であり、文化財として保存し、活用すべきと考える。

○今後の調査

史料内容を精査し、指定文化財としての価値を確立させた上で、史料を追加、削除する。

○指定に向けた問題点

- ・ 個人所有の史料が多く、意向を確認する必要がある。
- ・ 一部の史料において所有者と連絡が取れない。

② 「百目木の獅子神楽」

○概要

房総半島南部に伝わる獅子神楽は伊勢太神楽の流れを汲み、現鴨川市の磯村に居住していた館三太夫、及び南房総市和田に居住した弥之助神楽が知られるが、当地方には磯村神楽系統が伝わったとされる。

当市においては市指定文化財である神納神楽をはじめ、奈良輪、坂戸市場、久保田などの沿岸部、百目木、三箇などの市内東部に広く伝承されていた事が確認できる。しかし、現在では太平洋戦争や少子化を原因として多くの集落では中断され、わずかな資料と映像を残すのみである。

そのような中、百目木の神楽は積極的に伝承活動に励んでおり、保存会構成員も若手が多い。5月の百目木公園祭り、7月の例祭時の奉納を盛んに行っている。

また、舞の内容においても神納神楽と共通する点、異なる点があり、神納とは異なる地域、或いは異なる人物から伝承されたと考えられる。

かつては多くの地域で舞われていた市内東部の神楽も、現在は一部にのみ伝承し、指定による保護が望ましい。また、指定を機にその存在を周知し、周辺地域での復活の可能性も考えられる。

○今後の調査

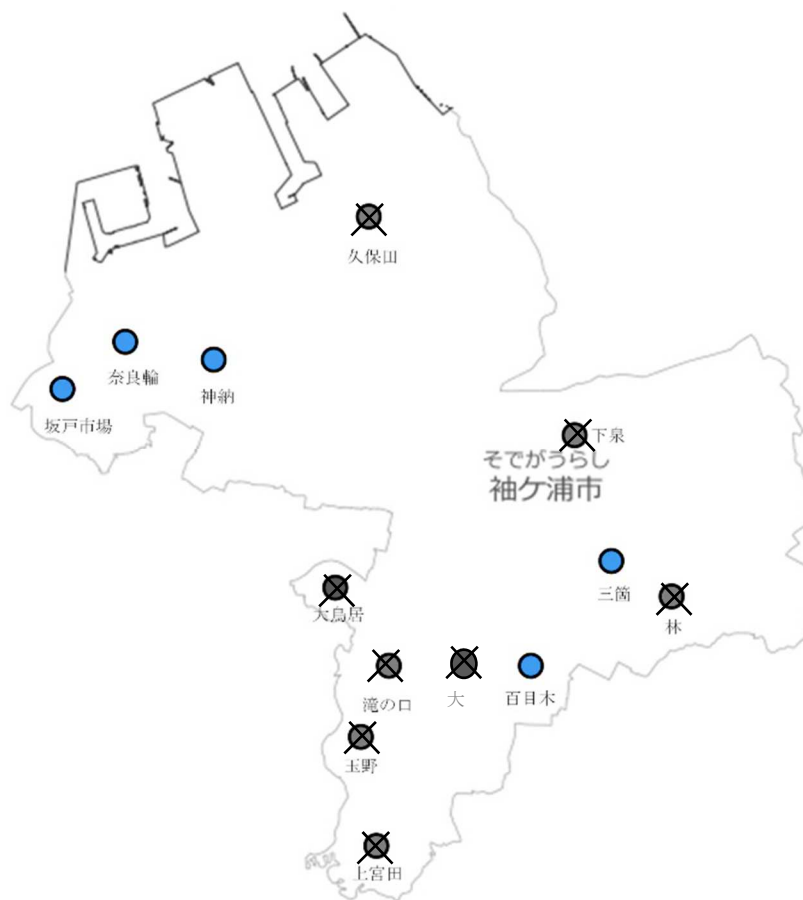
由来等の聞き取り調査、神楽櫃等道具の調査、祭礼時の記録撮影、神納及び他地域との比較



千葉県内神楽の分布 ☆獅子神楽 ●採物神楽

国土地理院地図を改変して作成

市内獅子神楽の分布



国土地理院地図を改変して作成

○指定に向けた問題点

- ・ 意向を聞き取っていない。
- ・ 未指定である神楽保存団体が他に存在する。

③ 「旧奈良輪漁協所有の海苔養殖及び水産業関連資料群」

○概要

大正14年以降、本格的な海苔の養殖が奈良輪において始まり、以降、沿岸地域における一大産業として盛んに行われていた。特に、現在の日本のノリ養殖の9割以上を占める品種「ナラワスサビノリ」は本市奈良輪で発見され、全国に普及したという事実は、市民からは忘れられている歴史である。

しかし、戦後の食糧増産を目的とした干拓事業が、工場誘致を前提とした埋立事業となり、漁業は成り立たないこととなった。多くの反対運動も展開されたが、次第に和解が成立し、各地域の漁業協同組合も解散することとなった。

沿岸地域は埋め立てられた工業地帯となり、多くの雇用と税収を生み出し、本市が発展する大きな要因となったが、海は遥か遠くの物となり、海と共に暮らしてきた歴史は過去の忘れられようとしている。

奈良輪漁業協同組合解散に伴い建築された高須会館の資料室には、当時使われていたノリ養殖を中心とした水産業に関わる資料一式が保管されており、袖ヶ浦における近代産業と当時の市民の生活を示す貴重な資料群と言える。

○今後の調査

資料群全体の把握、奈良輪漁協文書の史料調査

○指定に向けた問題点

- ・所有者が明確ではない。
- ・高須会館の将来的な解体が確定しており、保管場所が確保されていない。

報告 （１）令和７年度文化財保護事業について

令和７年度に実施する予定の文化財保護事業について報告するものです。

令和７年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標

I. 基本方針

本市では、「袖ヶ浦市総合計画」を策定し、市が目指す将来の姿を『みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦』とし、重点的取組の一つである“誰もが活躍するまち”の実現にむけ、子育て・教育環境の充実と学びを通じた社会参加の促進を図っております。

また、教育委員会では、本市教育行政の施策の方向性と施策を体系的にまとめた『第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）』を定めており、基本目標に『未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり』を掲げ、【子ども】【生涯学習】【スポーツ】【文化財・文化芸術】の領域で４つの目標を設定し、様々な施策を推進してまいりました。本年度は前期計画の最終年度にあたることから、引き続き各種施策を推進するとともに、これまでの５年間のまとめをし、令和８年度を初年度とする後期計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

今年度の主な取組について、学校教育では、基礎的な学力の定着と学力差の解消を目的とした基礎学力向上支援教員や、心の問題や特別な支援を必要とする児童生徒への対応を目的とした特別支援教員、医療的ケアが必要な児童が在籍する学校への看護師等、児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援のための人的配置を充実させます。また、高度情報化社会に対応する児童を育成するため、コンピュータ機器の整備やタブレット端末の更新を行い、コンピュータの理解と活用を図り、個に応じた教育を進めます。さらに、要保護・準要保護児童生徒への就学支援金等の支援や教育支援教室「のぞみ学級」の運営、小中学校の外国語授業への支援も取り組んでまいります。

また、教育環境の整備として、昭和地区の人口増加に対応するため、現在、昭和中学校の校舎の増築工事を進めています。

生涯学習の充実については、いつでも誰でも学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指し、市民の幅広いニーズに対応した市民三学大学講座を開催し、より多くの方が受講できるよう、併せてオンライン配信を実施し、学習意欲の向上を図ります。また、インターネットを通じて２４時間資料の貸出が可能な電子図書館サービスを実施し、市民の読書環境の充実と、図書館の利用機会の拡大を目指します。

スポーツ・レクリエーション環境の充実については、総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、市民主体の活動を推進するとともに、プロ・社会人・高校・大学などの大会や合宿を誘致することで、市民に質の高いスポーツを「みる」機会を提供し、スポーツ参加の意識醸成を図ります。

郷土の歴史と文化財の保存・活用については、古文書・民俗資料等の地域資料を次世代へ継承するために、資料の体系的管理を行い、デジタル化を進めます。

以上、これらのことを踏まえ、本市教育のさらなる発展を目指し、基本目標の実現に向け、『令和７年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標』を定め、教育の向上に努めます。

①令和7年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標

4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します

【文化財・文化芸術】

(1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進

社会が急速に変化する中で、市民が「心のよりどころ」を持ち、郷土の歴史と文化について理解を深めることは、本市の未来を創る上で重要なことです。

そのため、国史跡山野貝塚をはじめとした市内の文化財を保護し、研究を進め、活用を促進する活動を市民との協働により行います。

また、郷土博物館は、蓄積した地域資料と情報・人材を活用し、地域交流・世代間交流の拠点を目指すとともに、後世に伝える活動を推進します。

①国史跡山野貝塚の保存・研究・活用

○教育ビジョンに示された施策

- ・山野貝塚の保存活用事業の実施
- ・山野貝塚の内容確認調査・整備に伴う調査の実施
- ・山野貝塚の整備基本計画の策定と整備の実施
- ・山野貝塚ボランティアの募集・講座の開催

②文化財の保存・活用

○教育ビジョンに示された施策

- ・市指定文化財の指定及び保存管理への支援
- ・地域の文化財の公開や活用の促進
- ・未指定文化財の調査・研究

③無形民俗文化財の保護と継承

○教育ビジョンに示された施策

- ・無形民俗文化財等の周知
- ・無形民俗文化財の活動及び継承への支援
- ・上総掘り技術伝承団体に対する支援

④市民とともに歩む博物館活動の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・地域資料と情報の収集・保存・管理・活用
- ・ボランティア等の育成と博物館活動を通じた生きがいの醸成
- ・博物館の資料と人材を活用した地域交流・世代間交流の促進
- ・誰にでもやさしい博物館活動の実践
- ・「袖ヶ浦市史研究」の刊行と地元研究者の育成

(2) 地域に根差した文化芸術活動の推進

多くの市民が、気軽に優れた文化・芸術に親しみ新たに参加することができる機会を提供するとともに、多種多様なジャンルの創造活動を行う市民への支援や、活動の成果を発表する機会を提供します。

また、新たに文化芸術活動を行う市民へきっかけづくりとして、すでに文化・芸術活動を行う市民とともに、体験教室を開催します。

さらに、優れた文化芸術活動を行う団体を支援し、鑑賞の機会の充実を図ります。

①文化・芸術振興のための市民活動の支援

○教育ビジョンに示された施策

- ・市民の文化・芸術活動や文化芸術団体の事業の支援
- ・文化芸術活動を行う市民・サークル・団体等への発表の機会の提供

②文化・芸術鑑賞機会の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・市民が身近で鑑賞できる展覧会等の開催
- ・あらゆる世代を対象とした鑑賞機会の提供

令和7年度 施策の目標設定

基本目標 『未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり』

基本目標を実現させる4つの目標	施策の方向性	施策	目標値の考え方	目標値
4) 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します 【文化財・文化芸術】	(1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進 (担当課等)生涯学習課博物館	① 国史跡山野貝塚の保存・研究・活用	山野貝塚体験会等参加者数	40人以上
			山野貝塚ボランティア登録数	24人
		② 文化財の保存・活用	指定文化財調査件数	年3件
		③ 無形民俗文化財の保護と継承	民俗行事等周知回数	年4件
			上総掘り体験回数	年1回
		④ 市民とともに歩む博物館活動の充実	共同事業の実施回数	年8回
	(2) 地域に根差した文化芸術活動の推進 (担当課等)生涯学習課博物館	① 文化芸術振興のための市民活動の支援	文化芸術活動団体事業後援件数	年30回
		② 文化芸術鑑賞機会の充実	袖ヶ浦美術展入場者数	2,750人
			企画展Ⅲ飯塚勝康展に伴う関連事業実施回数	年2回

②令和7年度文化財保護事業について

No.	事業名 (事業費:千円)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	文化財審議会関係費 (242)	市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関して、教育委員会の諮問に応じて意見を具申します。また、文化財の保護のための調査研究活動を行います。	通 年 (会議4回)	委員 7人
2	総合的な文化財の保存・活用事業 (2,185)	貴重な文化財の保護と活用を図るため、指定文化財管理者に対しては、管理や修理に対し、補助金を交付します。また、市内から出土した貴重な出土品などの展示会や遺跡説明会を開催し、埋蔵文化財の重要性や価値を周知し、市民の興味関心を高め、文化財に対する理解を求めます。 鉄製品など腐朽しやすい出土品の保存処理を実施し、今後の公開活用に備えます。 ○文化財補助事業 指定文化財所有者・管理者に補助金を交付し、適切な維持管理を行う。 ○民俗・伝統芸能保護・継承事業 民俗芸能を継承する団体及び個人に対して支援などを行う。(民俗芸能連絡協議会の活動支援、記録保存) ○埋蔵文化財保存活用事業 劣化しやすい資料を適切に保存処理し、活用する。(鉄製品保存処理(樺古墳出土鉄製品)) ○その他 全国史跡整備市町村協議会・千葉県史跡整備市町村協議会への参加	通年	
3	埋蔵文化財整理棟施設管理事業 (693)	埋蔵文化財保護にかかわる施設の維持管理に努めます。	通年	
4	埋蔵文化財調査事業 (16,910) 内訳 国庫補助事業 4,340 市単費事業 4,187 民間開発事業 8,383	市内に所在する遺跡について、各種開発行為に伴い、発掘調査を行い記録保存します。記録保存した遺跡は、発掘調査報告書として残していくとともに、市内の埋蔵文化財として公開します。 ○市内遺跡 確認調査・個人住宅建設等に伴う本調査、整理報告書刊行 ○民間開発事業 今年度予定なし ○開発事業に伴う試掘	通年	

No.	事業名 (事業費:千円)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
5	山野貝塚保存活用事業 (21,482) 内訳 発掘調査報告書関係費 2,125 用地取得関係費 1,881 環境整備関係費 3,737 史跡整備関係費 11,998 活用関係費 1,591 その他旅費等 150	国史跡山野貝塚について、史跡山野貝塚整備基本計画に基づき、発掘調査等により整備に必要な情報を蓄積するとともに、整備基本設計、及び実施設計を進める。また、山野貝塚ボランティアとの協働による史跡ガイドツアーや環境整備の実施により、史跡の保存・活用を進展させる。 ○発掘調査報告書刊行 ○整備の基本・実施設計作成 ○史跡の公有地化 ○史跡の追加指定 ○イボキサゴ採取会等体験会の開催 ○ボランティア組織の運営 ○史跡の維持管理（草刈り）	通年	

③ 令和7年度文化財保護事業関係予算

当初予算 単位：千円

	事業名	内 容	時 期	令和7年度予算	令和6年度予算	増減
1	文化財審議会関係費 (0002-01)	文化財の指定及び文化財の保護・活用（会議等 4回） 【内訳】 報酬 旅費 需要費	4月～3月	242	242	0
				186 53 3	186 53 3	0 0 0
2	総合的な文化財の保存・活用事業 (0002-02)	指定文化財補助、文化財保護全般 【内訳】 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 ・システム保守管理委託料 ・御手洗井植栽等管理委託料 ・出土鉄製品等保存処理 ・文化財案内板設置委託料 負担金・補助金 ・負担金 ・市指定文化財補助金 文化財保険・維持管理費 8件 文化財保険のみ 1件 維持管理費のみ 15件	4月～3月	2,185	1,697	488
				50 14 0 20 1,256 165 58 499 534 845 44 801	140 14 66 15 717 165 57 495 0 745 44 701	▲90 0 ▲66 5 539 0 1 4 534 100 0 100

	事業名	内 容	時 期	令和7年 度予算	令和6年 度予算	増減
5	山野貝塚保存活用事業（0002-09）	山野貝塚を国史跡として保存し、将来的には史跡公園等として整備し、公開する。	4月～3月	21,482	15,576	5,906
		【内訳】				
		会計年度任用職員報酬（整理等）		1,200	892	308
		共済費		4	0	4
		報償費		760	672	88
		旅費		166	155	11
		需用費		1,783	584	1,199
		・消耗品費		91	118	▲27
		・燃料費		39	63	▲24
		・食糧費		4	5	▲1
		・印刷製本費		1,649	398	1,251
		役務費		9	1,299	▲1,290
		委託料		12,686	10,761	1,925
		・実施設計委託料		4,950	0	4,950
		・基本設計等委託料		3,157	3,850	▲693
		・その他委託料		4,579	6,911	▲2,332
		除草委託		3,476	5,610	▲2,134
		土壌分析委託		249	0	249
		ボーリング調査委託		0	869	▲869
		土壌分析委託		152	0	152
		リン・カルシウム分析委託		74	0	74
		基準点測量委託		0	266	▲266
		補償物件調査委託		628	153	475
		使用料・賃借料		163	153	10
		工事請負費		3,487	0	3,487
		原材料費		0	34	▲34
		公有財産購入費		684	807	▲123
		補償補填及び賠償費		540	219	321
6	車両維持管理費（0004-01）	公用車維持管理費（発掘調査及び事務連絡用1台）	4月～3月	175	171	4

合計 41,512 千円（前年度予算 38,551 千円）前年度比 2,961 千円

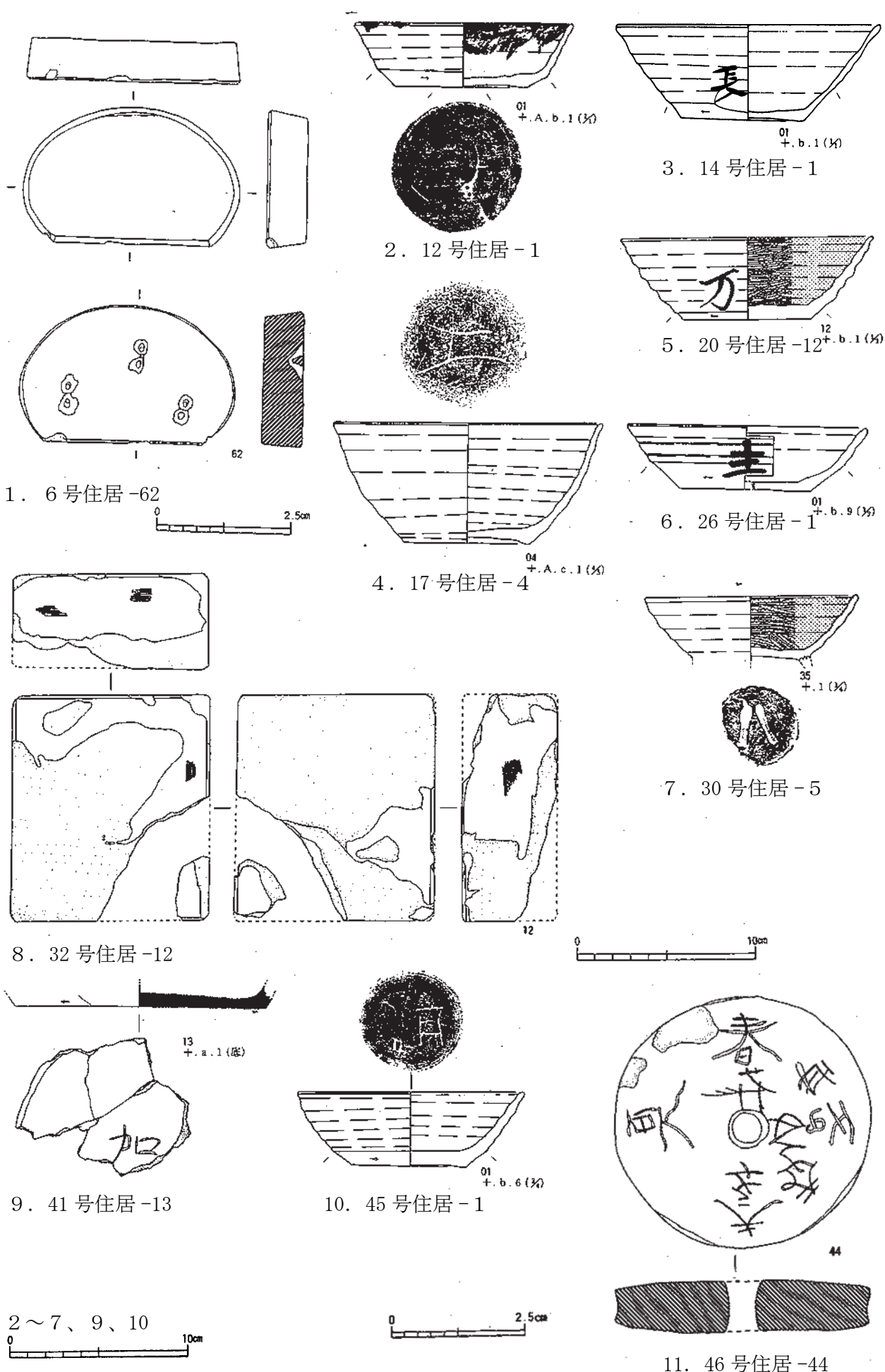
報告（２）令和７年度文化財審議会日程について

令和７年度の文化財審議会開催日を以下のとおりとしますので、日程の調整についてお願いいたします。

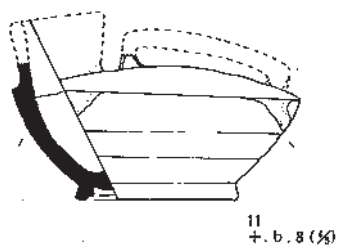
日 時	内 容	場 所
5月15日（木） 午後１時30分～	議題 （１）会長・副会長選出 （２）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について（答申） （３）千手観音菩薩立像の指定について（諮問） （４）妙見菩薩立像の指定について（諮問） （５）指定文化財候補の調査について （６）その他 7 報告 （１）令和７年度文化財保護事業について （２）令和７年度文化財審議会の日程について及び内容について	袖ヶ浦市役所 会議室３－３
8月21日（木） 午後１時30分～	議題案 （１）千手観音菩薩立像の指定について（答申） （２）妙見菩薩立像の指定について（答申） （３）袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所 会議室３－３
10月30日（木） 午後１時30分～	議題案 （１）袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所 会議室３－３
2月12日（木） 午後１時30分～	議題案 （１）袖ヶ浦市指定文化財候補について	袖ヶ浦市役所 会議室３－３

別冊資料 1

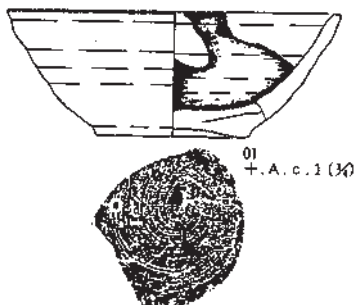
永吉台遺跡群出土の古代文字及び
信仰関連資料群 指定資料



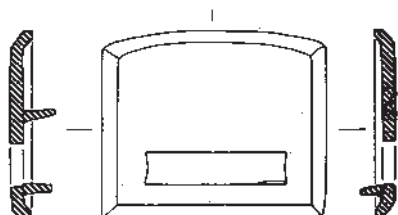
永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 西寺原地区①



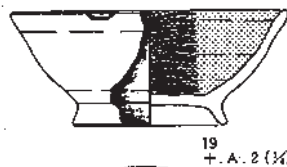
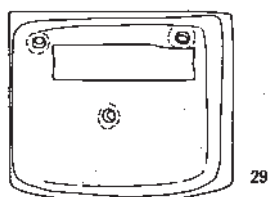
12. 52 号住居 -11



14. 68 号住居 -1



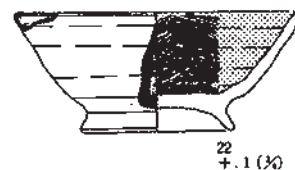
13. 61 号住居 -29



16. 68 号住居 -19



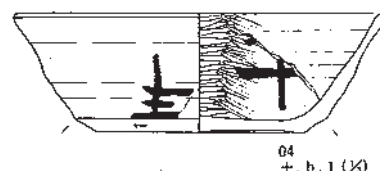
15. 68 号住居 -17



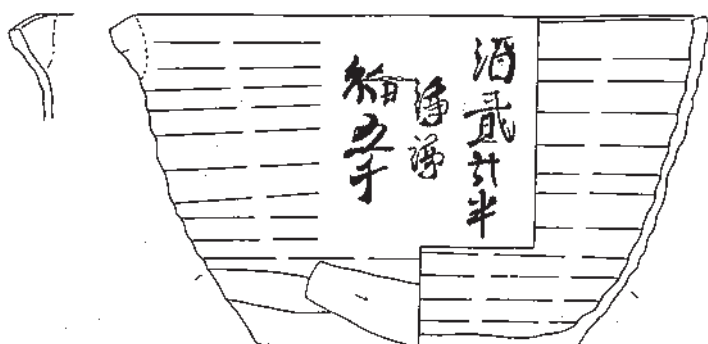
17. 68 号住居 -22



19. 79 号住居 -11



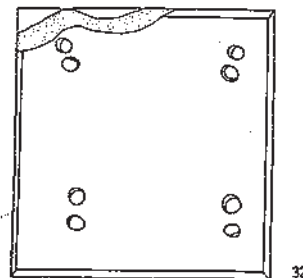
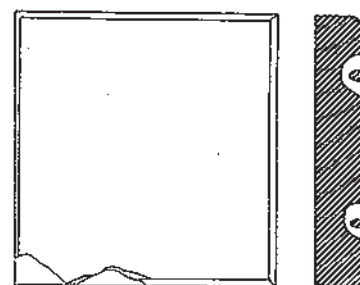
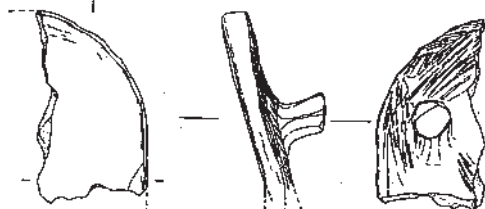
20. 83 号住居 -4



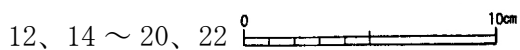
18. 72 号住居 -8



22. 93 号住居 -5

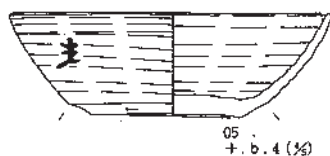


21. 87 号住居 -32





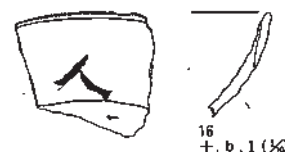
23. 92 号住居 -39



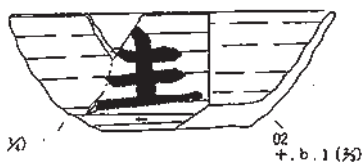
24. 93 号住居 -5



25. 93 号住居 -20



26. 94 号住居 -16



27. 98 号住居 -2

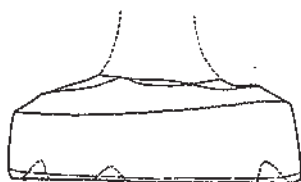


28. 98 号住居 -3

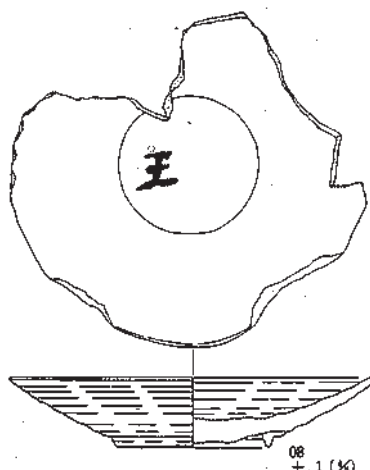


29. 98 号住居 -7

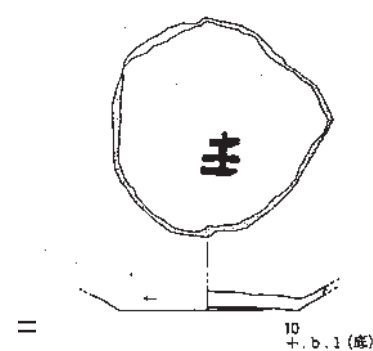
24 ~ 31, 33, 34



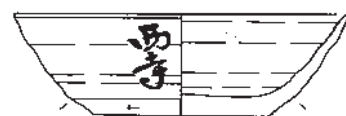
32. 106 号住居 -13



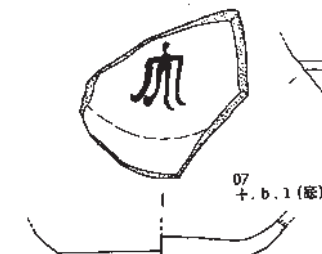
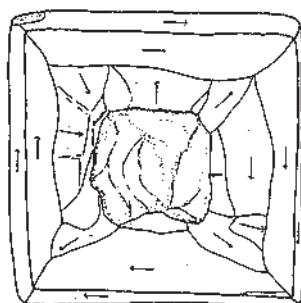
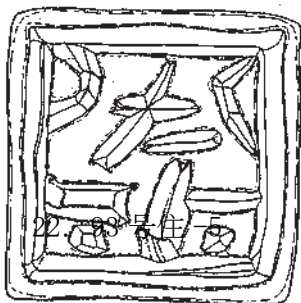
30. 101 号住居 -8



31. 101 号住居 -10



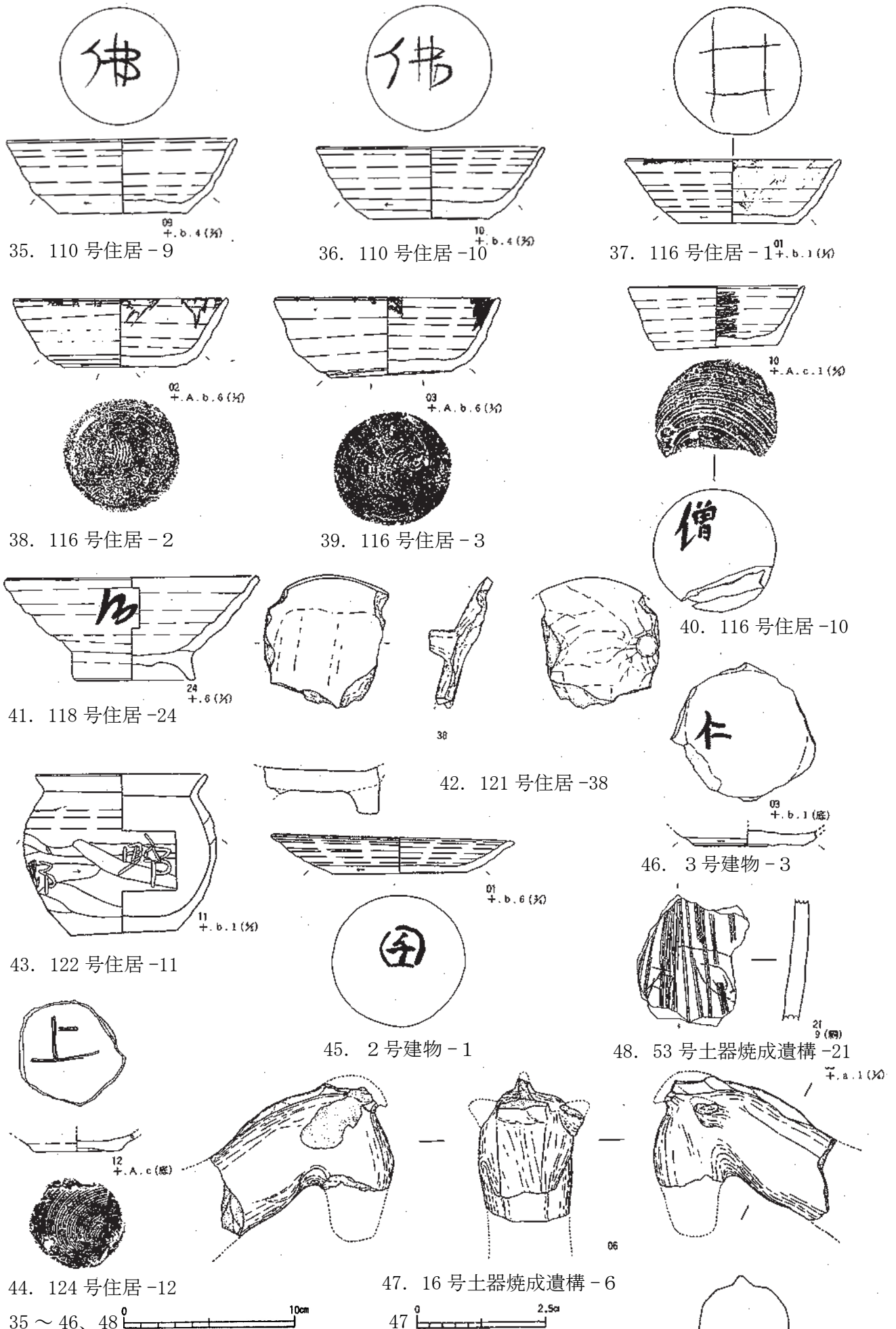
33. 109 号住居 -2

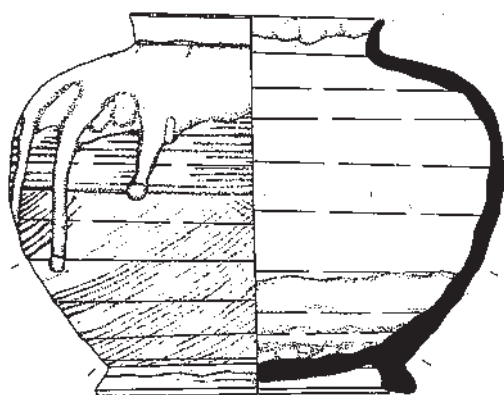


34. 109 号住居 -7

永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群

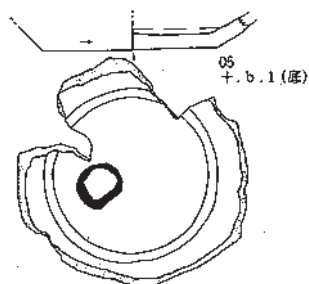
西寺原地区③





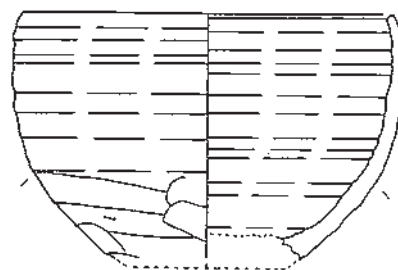
49. 2号住居-27

27
+ . b . 7 (3/4)



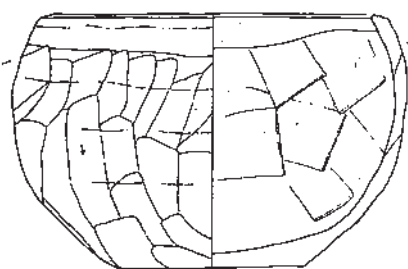
50. 3号住居-5

05
+ . b . 1 (底)



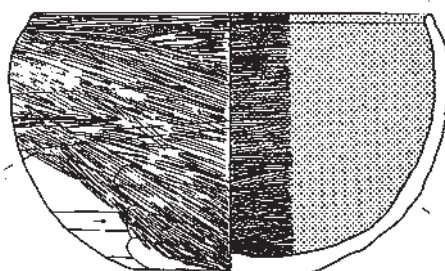
51. 3号住居-9

09
+ . a . 2 (3/4)



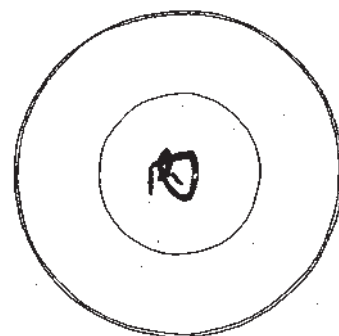
52. 7号住居-6

06
a . 2 (3/4)



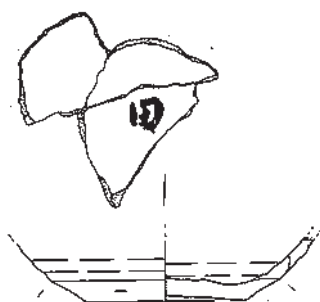
53. 7号住居-7

07
+ . a . 2 (3/4)



54. 8号住居-11

11
+ . b . 2 (3/4)



55. 8号住居-14

14
+ . b . 4 (3/4)



56. 8号住居-15

15
+ . 1 (3/4)



58. 11号住居-29

29
+ . A . b . 8 (3/4)



60. 16号住居-14

14
+ . 7 (3/4)



61. 18号住居-2

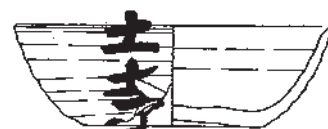
01
+ . a . 1 (3/4)



06
+ . b . 1 (底)



59. 12号住居-6

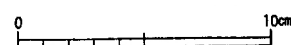


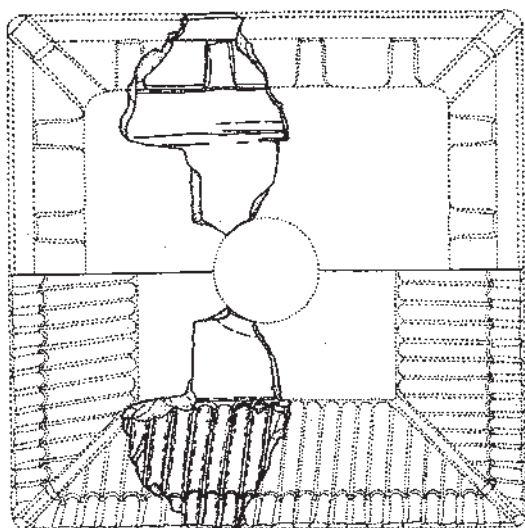
62. 18号住居-3

03
+ . b . 4 (3/4)



02
+ . a . 2 (3/4)

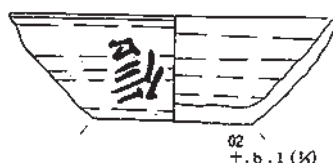




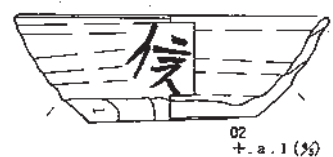
63. 18 号住居 -17



64. 18 号住居 -18



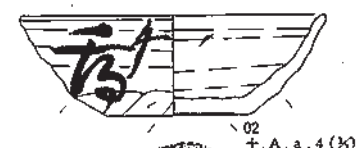
66. 20 号住居 -2



67. 21 号住居 -2



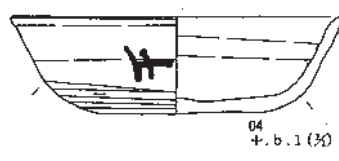
65. 20 号住居 -1



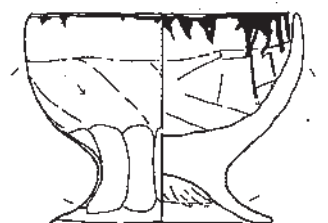
68. 24 号住居 -2



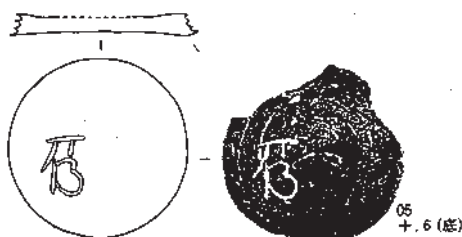
69. 26 号住居 -3



70. 26 号住居 -4



71. 26 号住居 -5



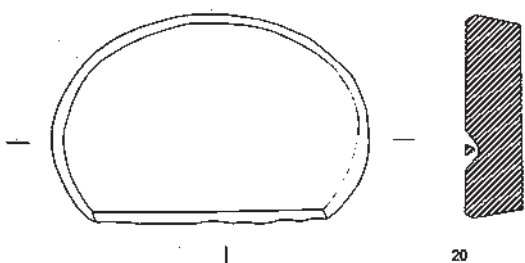
72. 31 号住居 -5



74. 33 号住居 -1



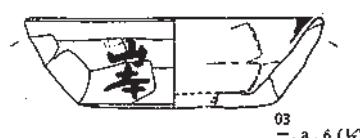
75. 33 号住居 -19



73. 32 号住居 -20



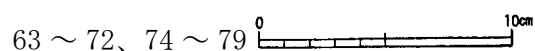
78. 33 号住居 -25

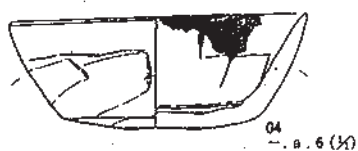


79. 34 号住居 -3



77. 33 号住居 -21

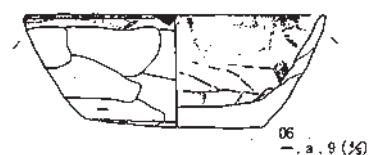




80. 34 号住居 - 4



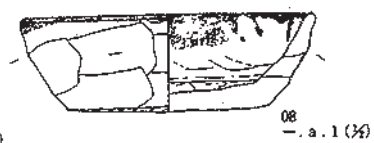
81. 34 号住居 - 5



82. 34 号住居 - 6



83. 34 号住居 - 7



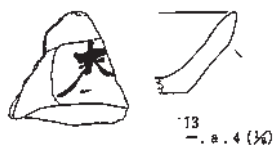
84. 34 号住居 - 8



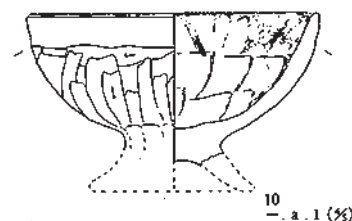
85. 34 号住居 - 9



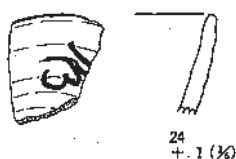
86. 34 号住居 - 12



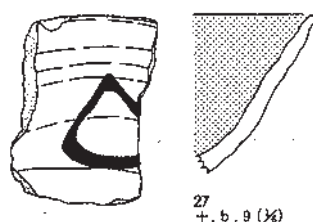
87. 34 号住居 - 13



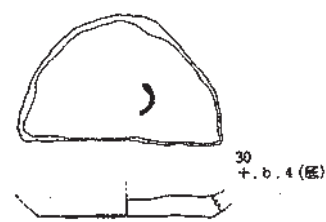
88. 34 号住居 - 10



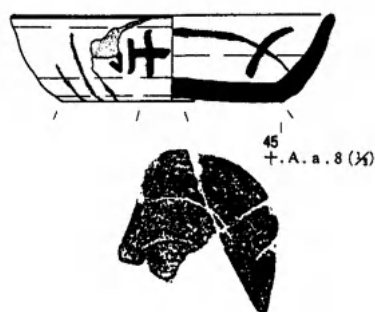
89. 34 号住居 - 24



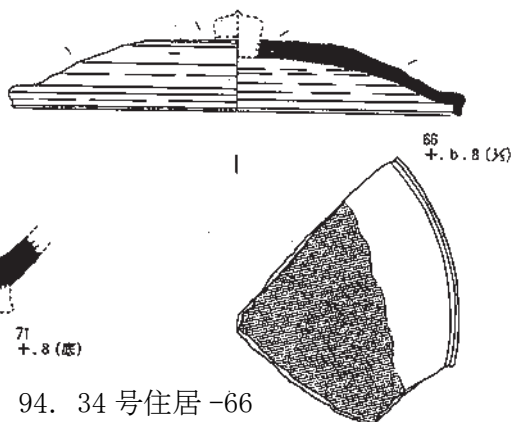
90. 34 号住居 - 27



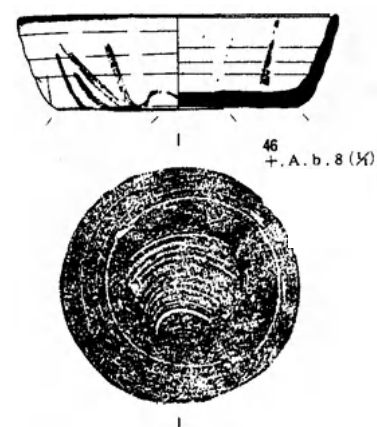
91. 34 号住居 - 30



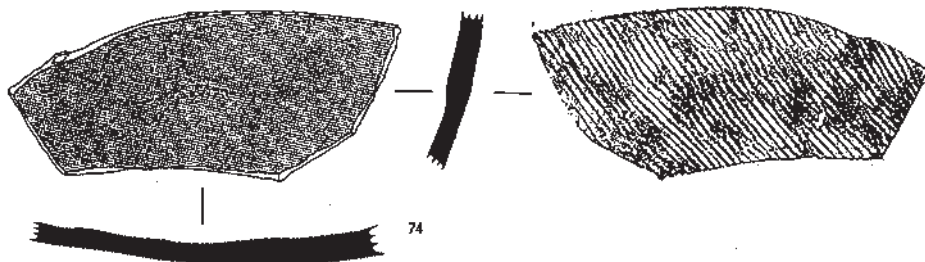
92. 34 号住居 - 45



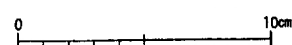
94. 34 号住居 - 66

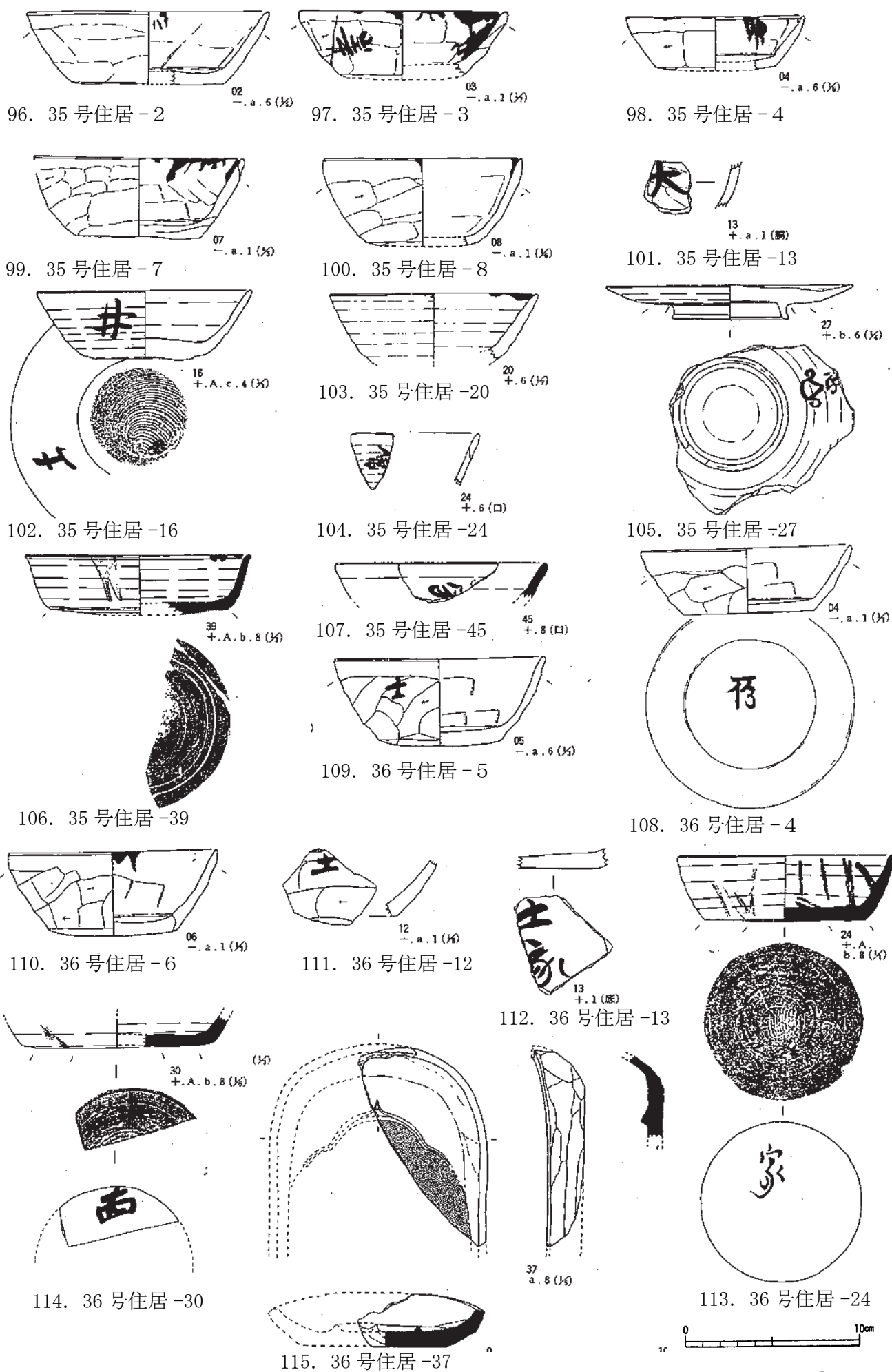


93. 34 号住居 - 46

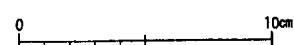
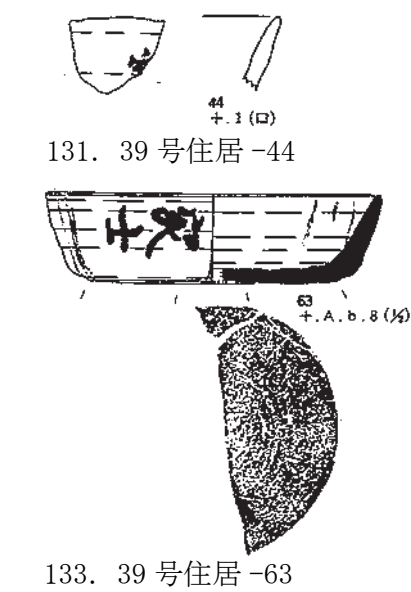
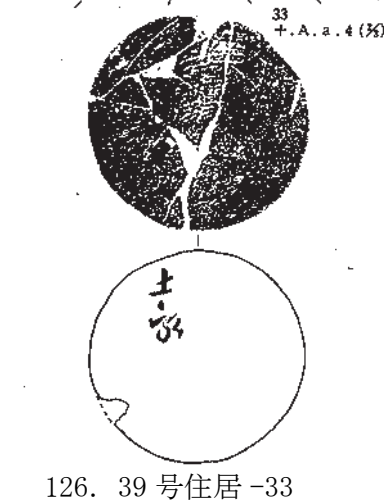
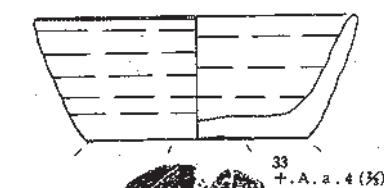
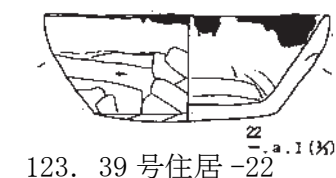
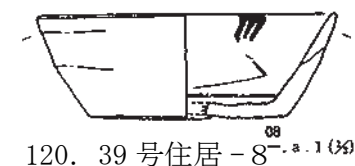
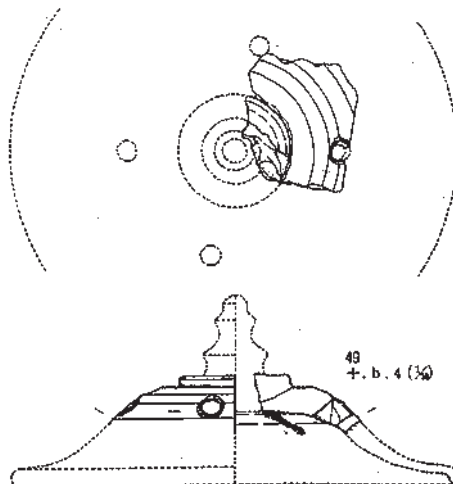
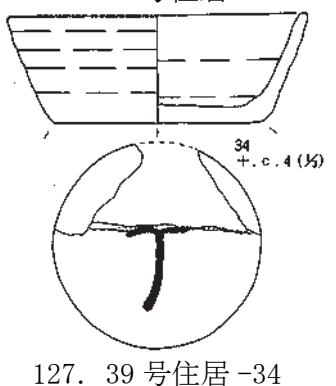
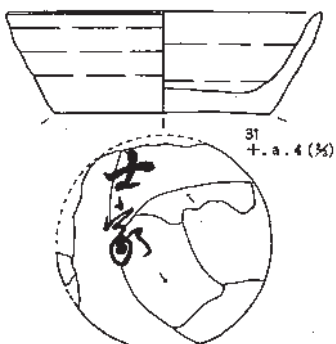
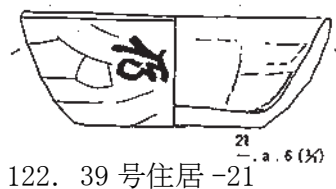
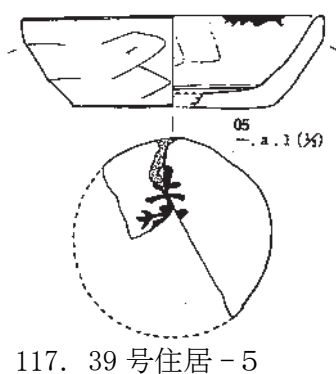
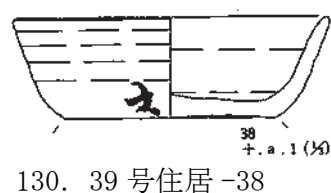
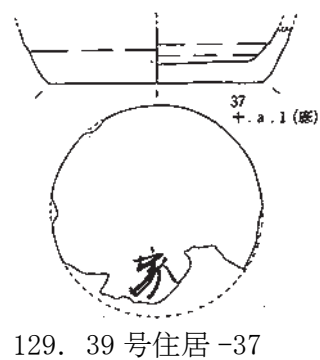
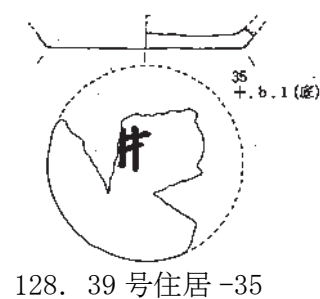
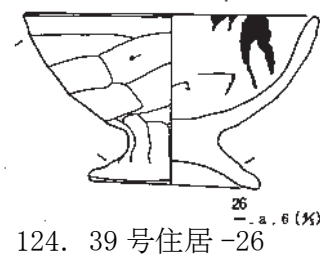
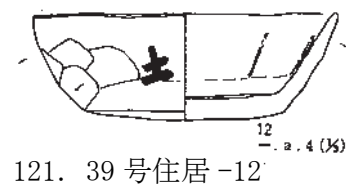
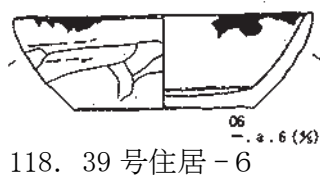
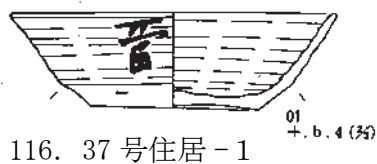


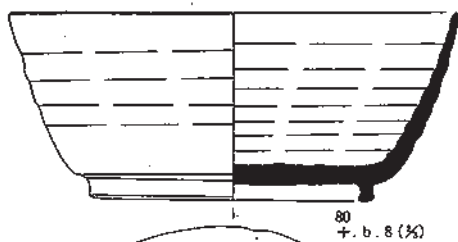
95. 34 号住居 - 74



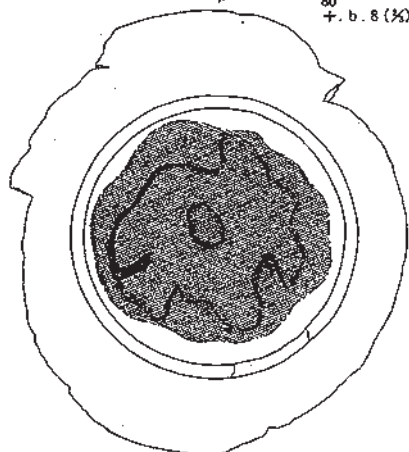


永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 遠寺原地区④





80
+ b. 8 (3/4)



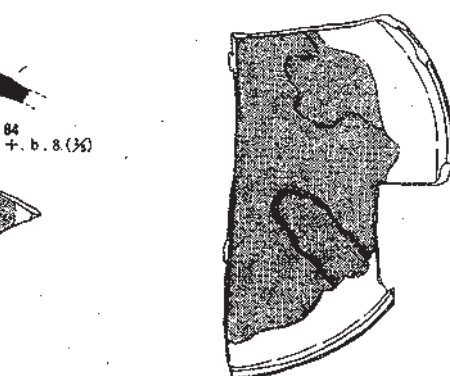
134. 39 号住居 - 80



84
+ b. 8 (3/4)



135. 39 号住居 - 84



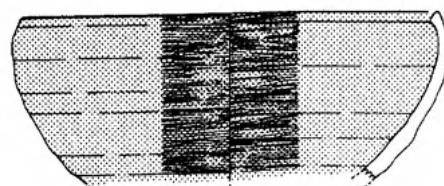
88
+ b. 8 (3/4)

136. 39 号住居 - 88



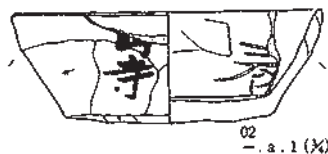
04
+ b. 6 (3/4)

137. 40 号住居 - 4



07
+ 10 (3/4)

138. 41 号住居 - 7



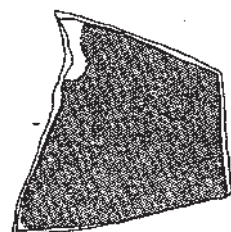
02
- a. 1 (3/4)

139. 42 号住居 - 2



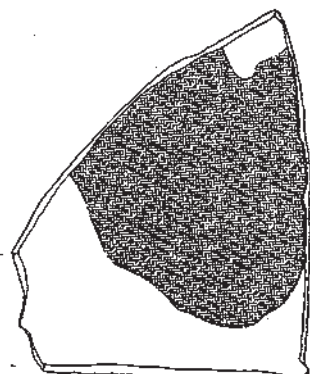
04
- a. 1 (3/4)

140. 42 号住居 - 4



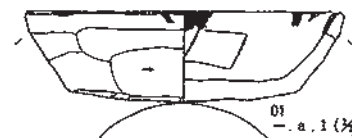
11
+ 8 (3/4)

141. 42 号住居 - 11



12
+ 8 (3/4)

142. 42 号住居 - 12



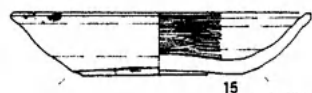
01
- a. 1 (3/4)

143. 43 号住居 - 1



02
- a. 2 (3/4)

144. 43 号住居 - 2



15
+ b. 1 (3/4)

145. 43 号住居 - 15



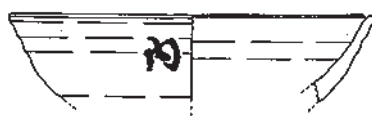
03
- a. 6 (3/4)

146. 44 号住居 - 3



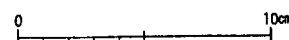
03
+ b. 1 (3/4)

147. 50 号住居 - 3

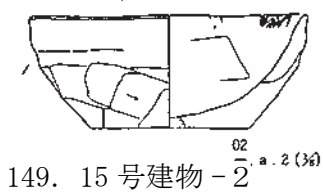


13
+ 4 (3/4)

148. 50 号住居 - 13



永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 遠寺原地区⑥



149. 15 号建物 - 2



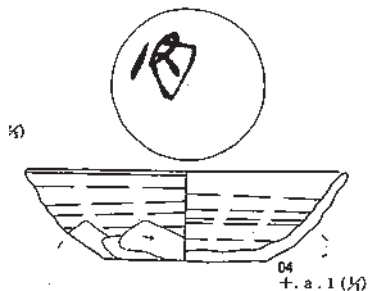
150. 15 号建物 - 3



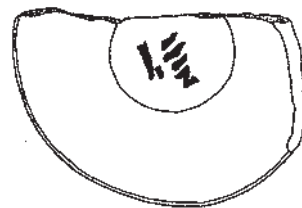
151. 15 号建物 - 22



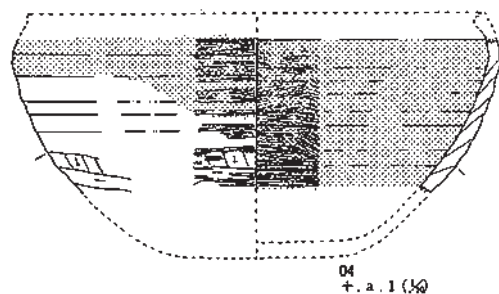
152. 1 号土壇 - 1



153. 1 号土壇 - 4



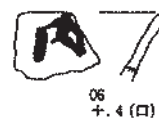
154. 3 号土壇 - 1



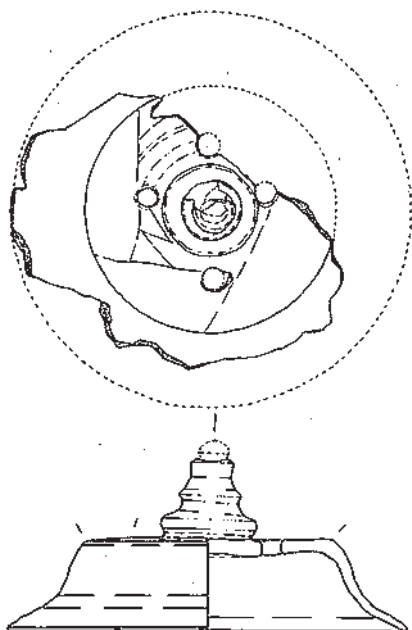
155. 7 号土壇 - 4



157. グリッド出土 - 4



158. グリッド出土 - 6



156. グリッド出土 - 1



表1 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群 資料一覧

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
西寺原	1	6号住居	62	10世紀第3四半期	床面	石製品	丸柄				完形	帯飾り具、止め穴3箇所
	2	12号住居	1	—	竈内	土師器	坏(灯明皿)				完形	体部内面油煙付着
	3	14号住居	1	—	竈内	土師器	坏(墨書土器)	「長」			完形	体部に墨書
	4	17号住居	4	—	覆土中	土師器	坏(へう書)	「土」			4/5	体部に墨書
	5	20号住居	12	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万」			1/3	体部に墨書
	6	26号住居	1	—	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「主」			1/3	体部に墨書
	7	30号住居	35	10世紀第3四半期	覆土中	土師器	碗(へう書)	「ハ」			1/4	底部にへう書
	8	32号住居	12	—	覆土中	石製品	温石?				不明	方形 温石の可能性あり
	9	41号住居	13	—	覆土中	須恵器	甕(へう書)	「加」		底部	不明	底部外面にへう書
	10	45号住居	1	—	床面	土師器	坏(へう書)	「日」?			3/4	底部外面にへう書
	11	46号住居	44	10世紀第2四半期	竈内	土製品	紡錘車(へう書)	「春夏(秋)冬」			完形	紡輪部表面にへう書
	12	52号住居	11	10世紀第2四半期	ピット内	灰釉陶器	平瓶(水滴)				4/5	井ヶ谷78窯式並行期
	13	61号住居	29	—	床面	青銅製品	巡方				完形	帯飾り具、裏面に鋳3箇所
	14	68号住居	1	—	床面	土師器	坏(灯明皿)				1/4	口縁部体部内外面油煙付着
	15	68号住居	17	—	床面	土師器	碗(灯明皿)				1/3	体部内外面油煙付着
	16	68号住居	19	—	床面	土師器	碗(灯明皿)				1/4	口縁部体部内外面油煙付着
	17	68号住居	22	—	覆土中	土師器	碗(灯明皿)				3/4	口縁部体部内外面油煙付着
	18	72号住居	8	—	床面	土師器	片口鉢(墨書土器)	「酒貳升半淨淨稻五千」			2/3	体部に墨書
	19	79号住居	11	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)		「△」		碎片	
	20	83号住居	4	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	体部外面に「主」			1/3	体部内面にも墨書有、判読不能
	21	87号住居	32	—	覆土中	石製品	巡方				完形	凝灰岩 方形 裏面止穴4箇所
	22	91号住居	131	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	硯			脚部片	碎片	
	23	92号住居	39	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	土馬				碎片	頭部
	24	93号住居	5	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「主」			4/5	体部に墨書
	25	93号住居	20	—	覆土中	土師器	坏(朱書土器)	「主」			1/10	体部に朱書
	26	94号住居	16	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「人」			1/10	体部に墨書
	27	98号住居	2	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	床面	土師器	坏(墨書土器)	「主」			2/3	体部に墨書
	28	98号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「主」			1/3	体部に墨書
	29	98号住居	7	—	床面	土師器	坏(墨書土器)	「内」?			4/5	体部に墨書
	30	101号住居	8	—	竈内	土師器	皿(墨書土器)	「王」(主か?)			4/5	底部内面に墨書
	31	101号住居	10	—	覆土中	土師器	皿(墨書土器)	「主」		底部	碎片	底部内面に墨書
	32	106号住居	13	10世紀第2四半期	覆土中	陶製(土製品)	陶製印			頂部欠損		
	33	109号住居	2	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「西寺」			1/2	体部に墨書
	34	109号住居	7	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	篆書体「天」		底部	碎片	底部内面に墨書
	35	110号住居	9	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「佛」			2/3	底部内面に墨書
	36	110号住居	10	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「佛」			2/3	底部内面に墨書
	37	116号住居	1	—	覆土中	土師器	坏(へう記号・灯明皿)		「井」		完形	底部内面にへう記号 口縁部内外面体部内面油煙付着
	38	116号住居	2	—	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部内外面油煙付着
	39	116号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部内外面油煙付着
	40	116号住居	10	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「僧」			4/5	底部内面に墨書
	41	118号住居	24	—	覆土中	土師器	碗(墨書土器)	「得」			完形	体部に墨書
	42	121号住居	38	—	覆土中	土製品	硯			脚部片	碎片	
	43	122号住居	11	—	床面	土師器	甕(へう書)	「野」			4/5	体部にへう書「野」3箇所
	44	124号住居	12	10世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(へう書)	「上」		底部	碎片	
	45	2号建物	1	—	P6	土師器	皿(墨書土器)	「千」			3/4	底部外面に墨書、「千」を○で囲む
	46	3号建物	3	—	P6	土師器	坏(墨書土器)	「仁」		底部のみ	碎片	底部内面に墨書
	47	16号土器焼成遺構	6	—	覆土中	土製品	土馬			頭部から頸部	碎片	
	48	53号土器焼成遺構	21	—	覆土中	土師器	甕(へう書)	「有」	眉毛と目?	胴部	碎片	胴部にへう書

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
遠寺原	49	2号住居	27	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	灰釉陶器	薬壺			口縁部、胴部一部欠損	2/3	折戸10号窯式並行期
	50	3号住居	5	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)		「○」	底部	不明	底部内面に墨書
	51	3号住居	9		覆土中	瓦器	瓦鉢			口縁部～胴部の一部	1/5	ロクロ成形
	52	7号住居	6	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	床面	瓦器	瓦鉢				3/4	非ロクロ成形
	53	7号住居	7		床面	瓦器	瓦鉢				完形	ロクロ成形、黒色処理
	54	8号住居	11	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「内」			完形	体部外面と底部内面に墨書「内」
	55	8号住居	14		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「田」		口縁部～底部の一部	1/5	底部内面に墨書
	56	8号住居	15		床下	土師器	坏(墨書土器)	「酒井」		口縁部の一部	1/10	体部外面に墨書
	57	11号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口唇部体部内面油煙付着
	58	11号住居	29		床面	土師器	坏(墨書土器)	「田」?		口縁部一部欠損	ほぼ完形	体部外面に墨書
	59	12号住居	6	8世紀第4四半期～9世紀2四半期?	—	土師器	坏(墨書土器)	「主」		底部の一部	碎片	底部内面に墨書
	60	16号住居	14	8世紀第3四半期	覆土中	須恵器	蓋(転用硯)			つまみ部、口縁部の一部欠損	4/5	つまみの貼り付け(欠損)、転用硯
	61	18号住居	2	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)			口縁部～体部の一部	1/6	口縁部油煙付着
	62	18号住居	3		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土寺」		口縁部一部欠損	4/5	体部外面に墨書
	63	18号住居	17		床面	土製品	瓦塔			瓦塔屋根部	碎片	
	64	18号住居	18		床面	土製品	瓦塔			瓦塔屋根部	碎片	
	65	20号住居	1	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「山」			2/3	体部外面に墨書
	66	20号住居	2		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「信」			ほぼ完形	体部外面に墨書
	67	21号住居	2	9世紀第4四半期～10世紀第1四半期	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「伎」			4/5	体部外面に墨書
	68	24号住居	2	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「口得」			完形	体部外面に墨書
	69	26号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「寺」		口縁部の一部欠損	ほぼ完形	体部外面に墨書
	70	26号住居	4		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			完形	体部外面に墨書
	71	26号住居	5		覆土中	土師器	台付坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	72	31号住居	5	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(ヘラ書)	「万得」		底部のみ	碎片	底部外面にヘラ書
	73	32号住居	20	10世紀第2四半期以降	竈内	石製品	丸鞆				完形	帯飾り具、止め穴3(6)箇所
	74	33号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)			口縁部～体部	1/6	口縁部内外面 体部外面油煙付着
	75	33号住居	19		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「田寺」?		体部	碎片	体部外面に墨書
	76	33号住居	20		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井●」		口縁部	碎片	口縁部外面に墨書
	77	33号住居	21		壁溝内	土師器	皿(墨書土器)	「●宋●」		口縁部	碎片	口縁部外面に墨書
	78	33号住居	25		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土(土?)寺」		口縁部～体部	1/8	体部外面に墨書
	79	34号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「山寺」			1/5	体部外面に墨書
	80	34号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	81	34号住居	5		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	82	34号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部油煙付着
	83	34号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部油煙付着
	84	34号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/2	口縁部油煙付着
	85	34号住居	9		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部油煙付着
	86	34号住居	10		床面	土師器	台付坏(灯明皿)				1/7	口縁部油煙付着
	87	34号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			1/7	体部外面に墨書
	88	34号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			1/8	体部外面に墨書
	89	34号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			1/6	体部外面に墨書
	90	34号住居	27		覆土中	土師器	碗(墨書土器)		「△」		1/6	体部外面に墨書
	91	34号住居	30		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「ノ」?			碎片	底部内面に墨書
	92	34号住居	45		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土●」			1/3	底部内面に墨書
	93	34号住居	46		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土」			碎片	体部外面に墨書
	94	34号住居	66		床面	須恵器	蓋(転用硯)				1/5	転用硯
	95	34号住居	74		床面	須恵器	甕(転用硯)				碎片	転用硯
	96	35号住居	2	8世紀第4四半期～9世紀2四半期?	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部油煙付着
	97	35号住居	3		覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「●寺」●は山か?			1/7	体部外面に墨書 口縁部油煙付着
	98	35号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部油煙付着
	99	35号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部油煙付着
	100	35号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部油煙付着
	101	35号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「大」			碎片	体部外面に墨書
	102	35号住居	16		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井、土」			碎片	体部外面に墨書
	103	35号住居	20		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部油煙付着
	104	35号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「僧」			碎片	体部外面に墨書
	105	35号住居	27		覆土中	土師器	皿(墨書土器)	○3つ			1/4	体部外面に墨書
	106	35号住居	39		覆土中	須恵器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	107	35号住居	45		床面	須恵器	坏(墨書土器)	「家」?			碎片	体部外面に墨書

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
	108	36号住居	4	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			完形	底部外面に墨書
	109	36号住居	5		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	110	36号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口唇部体部内面油煙付着
	111	36号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/8	体部外面に墨書
	112	36号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			碎片	底部に墨書
	113	36号住居	24		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「家」		口縁部一部欠損	ほぼ完形	底部外面に墨書
	114	36号住居	30		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「西」			不明	底部外面に墨書
	115	36号住居	37		覆土中	土製品	硯				1/5	風字硯
	116	37号住居	1	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万富」?			2/3	体部外面に墨書
	117	39号住居	5	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「土●」●は家か?			1/3	体部外面に墨書 口縁部体部内外面油煙付着
	118	39号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部体部内外面油煙付着
	119	39号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	120	39号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	121	39号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	122	39号住居	21		覆土中	土師器	皿(墨書土器)	「万得」		口縁部一部欠損	ほぼ完形	底部外面に墨書
	123	39号住居	22		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部体部内外面油煙付着
	124	39号住居	26		覆土中	土師器	台付坏(灯明皿)				4/5	内面油煙付着
	125	39号住居	31		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			2/3	底部外面に墨書
	126	39号住居	33		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			2/3	底部外面に墨書
	127	39号住居	34		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「丁」			1/3	底部外面に墨書
	128	39号住居	35		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			不明	底部外面に墨書
	129	39号住居	37		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「家」			不明	底部外面に墨書
	130	39号住居	38		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	131	39号住居	44		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能「家」?			碎片	体部外面に墨書
	132	39号住居	49		覆土中	土師器	香炉蓋				1/10	孔1力所
	133	39号住居	63		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「家土」			1/2	体部外面に墨書
	134	39号住居	80		覆土中	須恵器	碗(転用硯)				1/3	転用硯
	135	39号住居	84		覆土中	須恵器	蓋(転用硯)				1/5	転用硯
	136	39号住居	88		覆土中	須恵器	皿(転用硯)				1/3	転用硯
	137	40号住居	4	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			2/3	底部外面に墨書
	138	41号住居	7	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	鉢				1/8	鉄鉢形、内外面黒色処理
	139	42号住居	2	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「●寺」●は西か?			3/4	体部外面に墨書
	140	42号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁～体部内面油煙付着
	141	42号住居	11		覆土中	須恵器	蓋(転用硯)				碎片	転用硯
	142	42号住居	12		覆土中	須恵器	甕(転用硯)				碎片	転用硯
	143	43号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(へう書・灯明皿)	「寺」			1/2	底部外面にへう書 口縁部体部内外面油煙付着
	144	43号住居	2		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部体部内外面油煙付着
	145	43号住居	15		覆土中	土師器	皿(灯明皿)				3/4	口縁部外面油煙付着
	146	44号住居	3	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「仕」			1/3	体部外面に墨書
	147	50号住居	3	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	篆書体「天」			4/5	体部外面に墨書
	148	50号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「内」			1/10	体部外面に墨書
	149	15号建物	2	—	P4	土師器	坏(灯明皿)				1/8	口縁部内面油煙付着
	150	15号建物	3		P1	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁部内面油煙付着
	151	15号建物	22		P4	須恵器	坏(墨書土器)	「家」			不明	底部外面に墨書
	152	1号土壇	1	—	—	土師器	坏(墨書土器)	「内」			完形	体部外面に墨書
	153	1号土壇	4		—	土師器	坏(墨書土器)	「内」			ほぼ完形	底部外面に墨書
	154	3号土壇	1	—	—	土師器	坏(墨書土器)	「信」			1/2	底部内面に墨書
	155	7号土壇	4	—	—	土師器	鉢				1/10	黒色処理
	156	グリッド出土	1	—	—	土師器	香炉蓋			つまみ部遺存	3/5	孔4力所
	157	グリッド出土	4		—	土師器	碗(墨書土器)		「○○」		不明	体部外面に墨書
	158	グリッド出土	6		—	土師器	器種不明(墨書土器)	「内」			碎片	口縁部に墨書

別冊資料 2

千手觀音菩薩立像

妙見菩薩立像 指定資料

目 次

千手觀音菩薩立像（光福 01）	1
妙見菩薩立像（光福 02）	19

像名：千手観音菩薩立像 1 体 報告書No.32-7

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	Tel 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：平安時代後期	作者：不明
材質：木造 古色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。岩崎寺より移座されたとされる。
銘文等：台座裏に昭和 19 年の修理銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：145.7	髪際高：127.8
耳張：16.8	面長：14.0
面幅：14.4	面奥：20.5
胸奥：18.0（中央）	腹奥：24.1
肘張：43.2（真手） 62.6（最大張）	裾張：32.1

備考・所見

形状
頭に宝髻（比較的低い垂髻）を結う。天冠台（列弁文）彫出。天冠台上に頭上面を一系列に現す（四面現存、加えて柄穴が六個遺る）天冠前飾（簪、冠繒付き）を着用する。天冠台下地髪は疎らに毛筋を彫る。白毫相を現す。面部温顔。耳朵環状。首に三道相を現す。 胸飾を装着。上半身には条帛を掛け回し、肩より天衣を掛ける。天衣は左右肘の内側を通り、膝前に上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌（合掌手）、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、持物（宝鉢）を執る（宝鉢手）。第三手は両腕上腕部より出て臂を曲げ、掌を挙げて持物を執る（左持物亡失・右蓮華）。真手・第二手は腕釧、第三手は腕釧、臂釧を着用。下半身には裙を着用。裙は左を前に中央で合わせ、上端を一段折り返す。裸足で台座上に直立する。台座は返花・仰蓮よりなる。光背は円光背。
品質・構造
頭体幹部を堅一材（材不明檜カ）より彫出、内刳は無いものと思われる。上半身背面に別材（横三材カ）を刳ぎ寄せる（後補、当初の上半身背面は脇手が付随していたものと思われる）。真手・第二手は本体と同材より彫成。真手は手首先のみ別材製。第二手は前端を別材製とする。第三手は別材製で、左右とも臂先、手首先はさらに別材製と思われる。装身具は金銅製、瓔珞にはビーズを交える。下半身は背面に堅二材（杉材）を刳ぎ寄せている。前面は膝下に複数材（五材カ）を寄せていて、足もその材より彫成している。両足先、両足柄別材製。本体は全体に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座・光背は寄木造。
状態
欠失部：白毫珠、脇手、頭上面六面（さらに頂上仏面一面も失っているものと思われる）、脇手、天衣遊離部。 後補部：頭上面四面、鼻先、両耳朵、装身具、体幹部背面、真手手首先、第二手前端、第三手、下半身下端前面、両足、両足柄。麻布貼り、古色塗り。台座・光背。
備考と考察
かつて岩崎寺の持仏であったと伝えられる。『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では不空羼索観音立像とされているが、頭上面を十（あるいは十一）持つこと、さらに第二手が宝鉢手となることから、千手観音像が脇手を失ったものと見なすことができる（なお、岩崎寺の『什物改帳』（文政 6 年 1859）では当像は「本尊十一面観音像」と記されている）。一木造で内刳を持たない古様な構造、衣文線の浅く温雅な彫法から、作期は平安時代後期と考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様だが、これは上総の平安時代後期の仏像には多く見られる特徴である。 岩崎寺は三箇に所在した光福寺の門徒寺であり、昭和 30 年 4 月に光福寺に合併されたとされる。台座天板裏の墨書銘は昭和 19 年 12 月 8 日のもので修理銘であるが、像前面下端や足、台座光背の補作はこの時のことと思われる。修復事業の主催者は岩崎寺第 64 世の寛舜師で、仏師は「浅草 真野辰三郎」が起用されている。当時の光福寺の住職は 55 世の義寛師と思われ、「寛」字を通字とした同じ法系の僧と推定される。その際、岩崎寺の方が世代数が多いことは注目すべきである。 県内の平安期千手観音像は少なく、私見の及ぶ限りでは、いすみ市善応寺、南房総市真野寺、館山市那古寺、木更津市間暗寺に所在するのみであり、間暗寺像以外は県・市の指定文化財となつて

いる。善応寺像（県指定）は像高 160.5 cm、真野寺像（県指定）は同 172.5 cmで当像より一回り大きい。頭体幹部を一木より彫成し、内刳も持たない構造など共通点は少なく無い。那古寺像（市指定）は像高 149.0 cmと当像とほぼ同規模である。一木造だが粗く内刳した後、背面に別材を矧ぎ寄せるとされるもので、構造は比較的当像に近い。一方、間暗寺像は像高 111.3 cm、当像と同じ榧材の一木造だが、割首を行い、さらに後頭部を割って内刳を施すなどやや手の込んだ構造となっているが、それは後世の仕業の可能性もある。当像はこれらと比較して同程度には当初部分を残している。



千手觀音菩薩立像（光福 01）正面



千手觀音菩薩立像（光福 01）右斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）背面



千手觀音菩薩立像（光福 01）底



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭頂



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部正面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部背面

像名： 光福 02 妙見菩薩立像 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：南北朝時代	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：左足柄に墨書銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：39.2	髪際高：
耳張：6.3	面長：5.9
面幅：5.3	面奥：7.8
胸奥：8.6	腹奥：9.7
肘張：	裾張：14.1
足柄出：左 2.5 右 2.6	像底からの刎上：3.0

備考・所見

形状
頭髮は中央で分け後ろに流す披髮（背後は背中の中程まで）。白毫相を現さない。眉根を寄せ、目尻を吊上げる。口は軽く閉じる。耳朵不貫。首に三道相を現さない。 皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾、脚甲）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。上半身皮鎧の下を着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。沓を履く。両手亡失のため印相不明。左足をわずかに前に出して立つ。
品質・構造
頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫出、内刎は無い。両肩先別材製、雇柄（丸柄）にて接合する。彩色仕上。
状態
欠失部：両肩先、右足先内側（足柄も一部欠失）。左目上に虫食い穴が見られる。台座・光背亡失。 後補部：表面彩色。
備考と考察
『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では天部立像とされているが、革鎧を着用し頭髮を披髮とすることから妙見菩薩像と見なすことができる。その上、古記録によれば、当寺には門徒寺として三箇字荒久に妙見寺があり、さらに境内にも妙見堂（宮）が所在し、現在でも寺紋を九曜文とするなど妙見信仰が所在したことは明らかである。 檜の良材が用いられ、横に張り出した裙先端まで一材から彫成するなど贅沢な木取がされている。胸甲の菊座形の飾りや獅嚙、脚部の足結なども丁寧に鏤刻される入念の制作である。面貌にも精彩がある。体軀にはたっぷりした厚みがあり、正面観でやや寸胴な印象もあるが、側面観では抑揚もあり、全体のバランスは取れている。頭部がやや過大なのは千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～3 才の童子として示現したことを受けたものと考えられる。古様な一木造りとし、目を彫眼としたのも神像を意識した可能性がある。裙の処理にやや煩瑣なところが見られることから、作期は 14 世紀頃と推定することができる。 当寺には現在もう一体の妙見菩薩立像（以下光福 03）が伝来していて、この二体がどのような関係であるかは不明であるが、光福 03 が像高 27.9 cm と小像であることから、こちらが当寺境内の妙見堂（宮）に安置され、当像は妙見寺の本尊であったと見なすのが穏当であろうか。 左足柄外側の墨書銘は「泰心不^カ口」と読める。造像時の銘と思われるが意味不明である。 鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した角田氏一族が支配したことは先学の指摘するところで（野口実「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」『鎌倉』83 号）、『袖ヶ浦市史』によると市内にはかつて妙見信仰に関連した社寺が 15 ヲ所所在したことが判明している。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそうした中世の妙見信仰の遺産と見なすことができる。

袖ヶ浦市内の妙見信仰関係社寺（含む廃寺）

No.	社寺名	現主祭神	祭神像	所在地	備考
1	神明神社	天御中主命		今井 2157	
2	大竹神社	天御中主命		大竹 496	明応 2 年の棟札より、日蓮宗本泰寺に属したことが分かる。明応 2 (1493) 年建立の妙見社であったとの伝承有り。
3	横田神社	伊邪那美命		横田 2470	横田妙見と通称される妙見社、千葉秀胤創建との伝承有り。
4	台神社	天御中主命	妙見木像	上泉 822	
5	阿部神社	天御中主命	石造妙見菩薩像	阿部 19	写真有り、延宝六年造像。別当真言宗寺清浄院。真里谷武田氏の家臣阿部重常勧請の伝承あり。
6	御中主神社	大己貴命	妙見神像がご神体として祀られている。	三ツ作 1843	
7	大和田神社	天御中主命	妙見神と考えられる亀に乗った神像	上泉 542	宝永元 (1704) 年創建とされる。
8	宮田神社	天御中主命	亀の背に乗る木製神像	下宮田 93	妙見宮、阿部村清浄院の支配を受けた。宝永 6 (1709) 年創建と伝えられる。
9	野里神社	天御中主命	二匹の亀の上に立つ妙見像	野里 742	文和年中 (1352～56) 鑄造の鰐口がかつて所在。
10	光福寺			三箇	真言宗、境内に妙見宮、稲荷社を祀っていた。
11	妙見寺			三箇	光福寺末門徒寺
12	玉蔵院			三ツ作	真言宗延命寺末、妙見社、八幡社、大宮大明神を支配。
13	常福院			上泉	真言宗延命寺末、妙見社別当。
14	光明寺			川原井	真言宗光福寺末、山号は妙見山、天暦元 (947) 年創建、文亀元 (1501) 年再興。
15	妙見寺			野里	真言宗延命寺末、本尊薬師。明治に廃寺となる。



妙見菩薩立像（光福 02）正面



妙見菩薩立像（光福 02）右斜



妙見菩薩立像（光福 02）左斜



妙見菩薩立像（光福 02）右側面



妙見菩薩立像（光福 02）左側面



妙見菩薩立像（光福 02）背面



妙見菩薩立像（光福 02）頭頂



妙見菩薩立像（光福 02）底



妙見菩薩立像（光福 02）頭部正面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部背面



左足柄外側の墨書銘（赤外線）



左足柄外側の墨書銘（赤外線）（接写）

別冊資料 3

指定文化財候補の調査について

袖ヶ浦市指定文化財候補一覧（令和7年） ※No.と指定順は関係ない

1 有形文化財・建造物

No.	所有者名等	地 区	名 称	形 式	時 期	備 考
1	旧進藤家住宅	蔵波	弘化4年普請帳	横冊		附指定 新規候補
2	御霊神社	三箇	本殿		宝永7年（1710）	組物や彫刻がかなり豪華で、他地域に類を見ない。
3	蔵波八幡神社					令和6年度に岩瀬建築の担当者確認。江戸時代前期頃の建築か。

2 有形文化財・彫刻 仏像(室町時代以前)

No.	所有者名等	地 区	名 称	像高(cm)				時 期	備 考
1	延命寺	高谷	地藏菩薩立像	160.3	木造	玉眼	金泥	室町	古色、経蔵
2			十一面観音立像	168.0	木造	彫眼	彩色	室町	
3	常照寺	野田	善光寺式阿弥陀三尊・中尊	37.5	銅造			鎌倉	火災による損傷著しい。平成24年度資料鑑定。平成26年度文化審で検討済。寺由来等要調査
4			善光寺式阿弥陀三尊・左脇侍	30.3	銅造			鎌倉	
5			善光寺式阿弥陀三尊・右脇侍	20.7	銅造			鎌倉	
6	三ツ作神社	三ツ作	毘沙門天立像	59.5	木造	彫眼	素地	平安	郷土博物館保管 議題（2）参照

3 有形文化財・古文書

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1		市内	高浦家文書					安土桃山	
2	個人等	博物館	幕末動乱期文書群					慶応4年	新規候補

4 有形文化財・歴史資料

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1	西原遺跡	永地	呪符木簡					平安	郷土博物館保管
2	根形台遺跡群	三ツ作他	蔵手刀					奈良・平安	
3	雷塚遺跡	神納	板状鉄製品+火葬墓	長さ28.1cm、最大幅3.7cm、厚さ2.5cm				奈良・平安	SK008出土、8世紀後半から9世紀初頭

5 記念物・史跡

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1	坂戸神社古墳	坂戸市場	前方後円墳（前期）						県指定天然記念物坂戸神社の森内

6 民俗文化財・無形民俗文化財

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1	神納・坂戸市場	神納・坂	春祈禱（ハルギトウ）						
2	鮎富神社	鮎富	お田植え神事					近世以降	
3	八幡神社	久保田	湯立神事（ユノハナ）						
4	八幡神社	下新田	的射神事（オマト）						附 下新田八幡神社本殿
5	高須区	高須	海苔養殖関連資料					近代	新期候補
6	博物館	奈良輪	奈良輪漁協関連文書					近代	新期候補
7	百目木	百目木	百目木の獅子神楽					元禄年間	新期候補

別添1「幕末動乱期史料群」

	表題	年代	所有者	概要
1	御物成取調書上帳	慶応3年	原幹雄(郷土博物館寄託)	神徳元年(慶応三年)の私年号を使用 新しい時代を求める民衆の心境を表す
2	御上納金受取通帳	慶応3年	切替一夫(郷土博物館寄託)	神徳元年(慶応三年)の私年号を使用 新しい時代を求める民衆の心境を表す
3	慶応四年戊辰年新聞一	慶応4年	葛田昌也(郷土博物館寄託)	貝淵村住人と思われる民間人による私新聞、庶民視線による戊辰戦争の記録
4	証状之事	慶応4年4月	山口和江(郷土博物館寄託)	旧幕府軍へ兵糧米差出
5	(徳川義軍御用途之義示談申入二付書状)	慶応4年4月10日	山口和江(郷土博物館寄託)	旧幕府軍へ木更津市光明寺を旅宿として提供
6	請取(旧幕府軍兵糧米・軍資金請取書)	慶応4年6月3日	山口和江(郷土博物館寄託)	旧幕府軍へ兵糧米・軍資金差出
7	兵糧御方より被仰候二付	慶応4年4月7日	郷土博物館所蔵(斉藤昌二寄贈)	旧幕府軍より各村々へ兵糧米差し出すよう、奈良輪村へ仰せつける
8	浪士方止宿一件之事	慶応4年	進藤秀一(郷土博物館寄託)	宿を求める浪士と蔵波村とのトラブル
9	両御軍勢御用人馬調書帳	慶応4年閏4月	原幹雄(郷土博物館寄託)	旧幕府軍、官軍の双方へ人足と馬を差出
10	横田戦争後乱入の趣その他につき書状	慶応4年6月8日	山口和江(郷土博物館寄託)	横田戦争と明記
11	維新时期下泉村記録帳	慶応4年6月	鵜野良雄(郷土博物館寄託)	市内下泉村の記録、高谷延命寺、横田泉瀧寺が焼失したと記載
12	(戊辰役時の徳川義軍府の木更津近辺の情勢)	慶応4年	内藤保(郷土博物館寄託)	義軍、官軍の木更津近辺での動向と騒乱を記す
13	戊辰日記	慶応四年正月～明治元年12月	吉堀正廣(郷土博物館寄託)	野里村名主 吉堀七郎兵衛の日記、義軍官軍の動向がうかがえる

指定文化財候補②「百目木神楽」



令和6年5月11日 百目木公園まつり



舞いかかり



御幣の舞



鈴の舞



狂いの舞か



神納神楽と異なり2人が油単を持つ



舞手の所作を見せるなど、神納とは異なる点が多い



7月例祭、諏訪神社での奉納

③別添「旧奈良輪漁協所有の海苔養殖及び水産業関連資料群」



高須会館位置図



高須会館外観



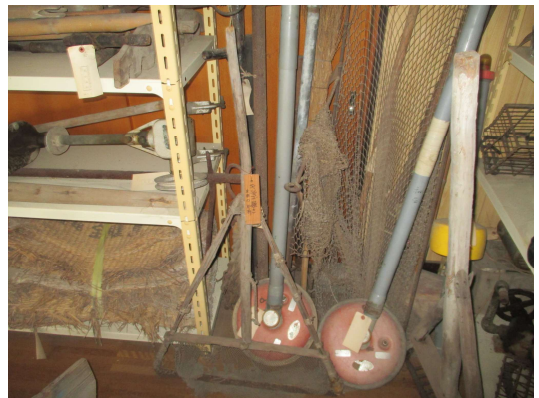
海苔切り包丁等



脚立釣り用脚立



海苔つみ機



キサゴ掻きと海苔摘み機



ベカ舟等



海苔簾編み機



海苔ヒビ



海苔つけ枠等